

平成 25 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

岩手大学

平成 26 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織	7
基準3 教員及び教育支援者	10
基準4 学生の受入	15
基準5 教育内容及び方法	19
基準6 学習成果	31
基準7 施設・設備及び学生支援	34
基準8 教育の内部質保証システム	41
基準9 財務基盤及び管理運営	44
基準10 教育情報等の公表	49
<参 考>	51
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	53
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	54

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

25年7月	書面調査の実施
8月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月	評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
26年1月	評価委員会（注3）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成26年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

飯野正子	津田塾大学名誉教授・前学長
一井眞比古	国立大学協会専務理事
稲垣卓	福山市立大学学長
尾池和夫	京都造形芸術大学学長
大塚雄作	京都大学高等教育研究開発推進センター長
荻上紘一	大妻女子大学学長
梶谷誠	電気通信大学学長
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
金川克子	前 神戸市看護大学学長
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	前 新潟大学学長
郷通子	情報・システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構教授
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構教授
中島恭一	富山国際大学学長
ハス エーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学学長
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

萩上 紘一	大妻女子大学長
梶谷 誠	電気通信大学長
小間 篤	秋田県立大学理事長・学長
児玉 隆夫	帝塚山学院学院長
◎鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
土屋 俊	大学評価・学位授与機構教授
矢田 俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第3部会)

小野 耕二	名古屋大学教授
◎梶谷 誠	電気通信大学長
川嶋 太津夫	大阪大学教授
木部 暢子	国立国語研究所副所長
功刀 滋	京都工芸繊維大学教授
菅原 悦子	岩手大学副学長
鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
大東 俊一	人間総合科学大学教授
土屋 俊	大学評価・学位授与機構教授
○中島 恭一	富山国際大学長
○林 勇二郎	国立高等専門学校機構特別顧問
○森 正夫	公立大学協会相談役

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

◎梅田 源一	公認会計士、税理士
梶谷 誠	電気通信大学長
○佐藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
宮 直仁	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成25年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

岩手大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 三陸復興推進機構は、東日本大震災による災害からの早期復旧と復興支援を推進するために設置されており、被災地の教育・生活支援や水産・ものづくり・農林畜産の産業復興支援等、学生と教職員が協力して活動を展開している。
- 教員評価指針に基づき専任教員に対する教員評価を、各部局で行う1次評価とその妥当性をチェックする全学委員会による2次評価を組み合わせて実施している。また、評価結果をサバティカルの対象者の決定や給与上の処遇に活用している。
- 工学部では平成24年度入学試験から、推薦入試において被災者特別選抜を実施している。
- 文部科学省現代GP採択事業「持続可能な社会のための教養教育の再構築『学びの銀河』プロジェクト」(平成18～20年度)及び環境省「環境人材育成のための大学教育プログラム開発」採択事業「IS014001と産学官民連携を活用した『π字型』環境人材育成プログラム」(平成21～23年度)の実施を通じて、学生の基礎的環境力や実践的環境力の育成、地域グリーン化支援に努めている。事業期間終了後も環境人材育成のためのプログラムを実施し、その成果は、フジサンケイグループ主催第21回地球環境大賞で文部科学大臣賞を受賞するなど、外部からも評価されている。
- 「岩手の風土に根ざした“イーハトーブの学び舎”」を強調し、地域との協働により、地域課題に関連した教育を全学の教育課程の中に位置付けている。例えば、いわて協創人材を育成し、卒業生の地元定着を促す取組「地域と創る“いわて協創人材育成+地元定着”プロジェクト」が、平成25年度文部科学省大学COC事業に採択されている。
- 学務情報と連動した多彩な機能を有する、Webベースでの学習支援システム「アイアシスタント」を独自に構築し、全学的に活用している。
- 平成19年度文部科学省科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」に採択された、岩手大学の取組「21世紀型ものづくり人材岩手マイスター育成」は、金型、鋳造、デバイス技術分野において、製品に高付加価値を付与する研究開発から、それを可能にする生産技術、さらに経営(MOT)までを一貫して理解できる高度技術者「岩手マイスター」(又は「岩手マイスター補」)を、社会人及び大学院生を対象に育成するプロジェクトで、取組終了後も継続され成果をあげている。
- 平成19年度文部科学省大学院GPに採択された、連合農学研究科の取組「寒冷圏農学を拓く研究適応力育成プログラム」(平成19～21年度)が、取組終了後も継続実施され、科学英語力や科学コミュニケーション能力の育成プログラムの充実に努めている。
- 「学修支援室(ラーニング・サポート・ルーム)」の設置をはじめ、「学生何でも相談室」や「ピア・サポート相談室」など、学生の学習支援や生活支援のための手厚い相談体制をとっている。
- 身体や発達障害等の障害のある学生のための学生特別支援室を設置し、学生それぞれの障害に応じたきめ細かな支援を行っている。
- 東日本大震災に関連した学生の自主的活動を促進するための支援や被災した学生への経済的な支援等を実施している。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、学則第1条に「真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、幅広く深い教養と高い専門性を備えた人材を育成することを目指すとともに、社会に開かれた大学として、その教育研究の成果を基に地域社会と国際社会の文化の向上と発展に貢献することを目的とする」と定められている。これを踏まえ、第2期中期目標の前文には大学の基本的な目標を示し、その中で「教育」、「研究」及び「社会貢献」の目標を明記するとともに、「地域における知の府としての役割を果たす教育研究の場、すなわち、岩手の風土に根ざした“イーハトーブの学び舎”」を強調している。地域との関係を重視する姿勢は、大学のキャッチフレーズである「岩手の“大地”と“ひと”と共に」にも表れている。

学部でもそれぞれの学部教育課程規則に目的を定め、そこに養成しようとする人材像を示している。さらに、各学部、各学科又は課程、コース単位で教育目的と修得能力を定めている。これらの目的や修得能力等の表記形式は全学共通となっており、周知と理解の促進に役立っている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、大学院学則第1条に「学術の理論及び応用を教育研究し、国際的な学術文化の創造を目指すとともに、幅広く高度な学識と専門的な能力を備えた人材の育成を通じて、地域社会と国際社会の文化の進展に寄与することを目的とする」と定められている。

研究科でもそれぞれの研究科規則に目的を定め、そこに養成しようとする人材像を示している。また、各研究科の専攻ごとに目的を定め、その中に養成しようとする人材像を提示している。これらの目的の表記形式は全学共通となっており、周知と理解の促進に役立っている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。
--

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学は、4学部から構成されている。

- ・ 人文社会科学部（4課程：人間科学課程、国際文化課程、法学・経済課程、環境科学課程）
- ・ 教育学部（3課程：学校教育教員養成課程、生涯教育課程、芸術文化課程）
- ・ 工学部（5学科：応用化学・生命工学科、マテリアル工学科、電気電子・情報システム工学科、機械システム工学科、社会環境工学科）
- ・ 農学部（4課程、1学科：農学生命課程、応用生物化学課程、共生環境課程、動物科学課程、共同獣医学科）

これら4学部は、新制大学発足以前より岩手県内に存在していた官立旧制高等教育前身校を継承する学部（教育学部、工学部、農学部）及び昭和52年に教養部の発展的改組に伴って設置された学部（人文社会科学部）であり、それぞれの前身校設置理念であった「地域を牽引する人材養成」や「教育研究による地域貢献」を重要な使命として継承している。各学部は、それぞれの歴史的蓄積を継承しながら、時代状況に応じた教育研究を発展的に遂行し、大学の目的実現に努めている。

農学部の共同獣医学科は、東京農工大学農学部獣医学科と連合して平成24年度に設置され、これまでの両大学獣医学教育の特性を共有した6年制の新たな学科である。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育（以下「全学共通教育」という。）は、転換教育科目、共通基礎科目及び教養科目から構成される全学共通教育科目として編成され、全教員担当体制で実施している。

全学共通教育は、教育担当の理事を長とする大学教育総合センターによって統括されている。大学教育総合センターに全学共通教育部門を置き、その下に11の分科会（外国語、健康・スポーツ、情報基礎、思想と文化、心と表象、公共社会、現代の諸問題、生物の世界、自然と数理の世界、科学技術、環境）を設置している。全ての教員が全学共通教育のいずれかの分科会に所属し、必要に応じて授業を担当している。

また、全学共通教育は、全学共通教育部門会議で、開講科目の確認、時間割の調整、新規開講科目の承認等を行っている。部門会議は、各学部の教務委員と分科会代表者から構成され、専門教育を実施する各学部との連絡体制も整えている。

これらのことから、全学共通教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は、5研究科から構成されている。

- ・ 人文社会科学研究科（修士課程3専攻：人間科学専攻、国際文化学専攻、社会・環境システム専攻）
- ・ 教育学研究科（修士課程2専攻：学校教育実践専攻、教科教育専攻）
- ・ 工学研究科（博士前期課程7専攻：応用化学・生命工学専攻、フロンティア材料機能工学専攻、電気電子・情報システム工学専攻、機械システム工学専攻、社会環境工学専攻、デザイン・メディア工学専攻、金型・鋳造工学専攻、博士後期課程4専攻：フロンティア物質機能工学専攻、電気電子・情報システム工学専攻、機械・社会環境システム工学専攻、デザイン・メディア工学専攻）
- ・ 農学研究科（修士課程5専攻：農学生命専攻、応用生物化学専攻、共生環境専攻、動物科学専攻、バイオフロンティア専攻）
- ・ 連合農学研究科（博士課程4専攻：生物生産科学専攻、生物資源科学専攻、寒冷圏生命システム学専攻、生物環境科学専攻）

これら5研究科は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的としている。

連合農学研究科には、当該大学を基幹校として、弘前大学、山形大学、帯広畜産大学の大学院が参加している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的な教育研究支援施設として、大学教育総合センター、情報メディアセンター、地域連携推進センター、国際交流センター、保健管理センター、R I 総合実験室の6施設のほか、教員養成機構及び三陸復興推進機構を設置している。

このうち、大学教育総合センターは、入学から卒業まで、学生に関することを一貫して取り扱うことを目的とし、入試部門、全学共通教育部門、教育改善部門、専門教育等連携部門、学生支援部門、キャリア支援部門の6部門で構成されている。情報メディアセンターは、図書館部門、情報処理部門、ミュージアム部門の3部門で構成されている。三陸復興推進機構は、東日本大震災による災害からの早期復旧と復興支援を推進するために設置されており、被災地の教育・生活支援や水産・ものづくり・農林畜産の産業復興支援等、学生と教職員が協力して活動を展開している。

また、大学設置基準第39条に基づき、教育学部には附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校を、工学部には附属ものづくりエンジニアリングファクトリー、農学部には附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター（滝沢農場、御明神牧場、滝沢演習林、御明神演習林）及び附属動物病院を設置している。このほか、教育研究に係る学部附属施設として、教育学部に附属教育実践総合センターを、また農学部には附属寒冷バイオフロンティア研究センター及び附属動物医学食品安全教育研究センター

を設置している。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育研究評議会が、大学の教育活動に係る重要事項を審議する機関として設置され、学長、理事、副学長、学部長、連合農学研究科長、各学部から選出された教授（各3人）で構成され、月1回定例開催されている。

大学教育総合センター運営委員会が、学士課程教育に関して全学で議論・承認すべき事項について審議し、センター長、副センター長、各部門長、各学部の副学部長又は評議員各1人、学部選出教員各1人、学務部長で構成され、月1回程度（平成24年度は11回）開催されている。

全学共通教育の教育課程の編成、授業科目及び時間割編成等の具体的な教育課程については、大学教育総合センターに設置される全学共通教育部門会議で、全学の教育改善に関することは教育改善部門会議で審議されている。

各学部には教授会が、学部の教育研究活動等に係る重要事項を審議する機関として設置され、毎月1回以上開催されている。また、各学部には教務委員会（又は学務委員会）が、教育課程の編成、授業科目の履修、学籍に関する事項等を審議するために設置され、月1回程度開催されている。

大学院については、大学院委員会が設置され、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針、成績評価基準等について審議し、平成24年度は4回開催されている。

各研究科には、研究科教授会が設置され、教育研究活動等に係る重要事項を審議している。人文社会科学研究科には研究科専門委員会、教育学研究科、連合農学研究科には研究科代議員会が設置され、各研究科の運営・教務に関する事項等を審議し、月1回開催されている。また、工学研究科には教務委員会が、農学研究科には学務委員会が設置され、教育課程の編成、授業科目の履修等について審議し、月1回開催されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとして判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 三陸復興推進機構は、東日本大震災による災害からの早期復旧と復興支援を推進するために設置されており、被災地の教育・生活支援や水産・ものづくり・農林畜産の産業復興支援等、学生と教職員が協力して活動を展開している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

大学では、在職する教員の全学一元的所属組織として「学系」制度をとっている。学系は、全学的視点から教育研究機能の充実を図るため、学部、研究科及び教育研究支援施設との密接な連携の下に、教員選考審査への参画、研究交流・研究グループ形成及び教育研究指導の分担・協力をを行うことを目的としている。人文科学系、社会科学系、教育学系、芸術・スポーツ学系、物質機能・エネルギー科学系、システム理工学系、環境科学系、基礎自然科学系、応用生命科学系、動物医科学系、全学施設系の11学系が置かれている。専任教員は、それぞれの研究領域や専門業務領域に基づいていずれかの学系に所属し、併せて専任担当する部局（学部、研究科、教育研究支援組織等）に配属され、教育研究活動を行う。学系全般の業務及び運営を統括するために、各学系には学系長を置き、学系の機能を円滑に推進するために、学系ごとに学系会議を置いている。

学部の教員組織は、その学部を専任担当とする教員で編成され、統括責任者として学部長を置き、各学科（各課程）には学科長（課程長）を配置している。

大学院の研究科（連合農学研究科を除く）の教員組織は、その研究科を専任担当とする教員並びに客員教授、客員准教授で編成され、統括責任者として研究科長を置き、各専攻に専攻長を配置している。

連合農学研究科の教員組織は、当該研究科を専任担当とする教員並びに客員教授、客員准教授、並びに工学部及び農学部、弘前大学の農学生命科学部及び遺伝子実験施設、山形大学の農学部、帯広畜産大学の畜産学部及び大学院畜産学研究科の専任教員であって、当該研究科の研究指導を担当する資格を有する者のうちから指名された教員で編成され、統括責任者として研究科長を置き、各専攻に専攻長を配置している。

学部、研究科以外の、各教育研究支援施設、教員養成機構、評価室、男女共同参画推進室、研究センター等を専任担当する教員については、それぞれの長の統括の下に業務を遂行している。これらの教員は全学共通教育を担当するとともに、一部の教員は学部、研究科の授業も兼務担当している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-1② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 人文社会科学部：専任 72 人（うち教授 40 人）、非常勤 44 人
- ・ 教育学部：専任 80 人（うち教授 52 人）、非常勤 106 人
- ・ 工学部：専任 122 人（うち教授 40 人）、非常勤 51 人
- ・ 農学部：専任 88 人（うち教授 39 人）、非常勤 85 人
- ・ 大学教育総合センター：専任 2 人（うち教授 0 人）、非常勤 67 人

収容定員ベースでの専任教員 1 人当たりの学生数は、人文社会科学部 12.2 人、教育学部 12.5 人、工学部 13.4 人、農学部 10.3 人（平成 25 年 5 月 1 日現在）となっている。

必修科目や卒業演習（研究）等、学部や学科等の主要な授業科目には、専任の教授又は准教授を配置している。全学共通科目における主要科目の一部では、非常勤講師をもって補充している（英語科目非常勤担当率：約 77%）。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、原則として、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-1③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 人文社会科学研究科：研究指導教員 69 人（うち教授 41 人）、研究指導補助教員 3 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 56 人（うち教授 55 人）、研究指導補助教員 30 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 87 人（うち教授 43 人）、研究指導補助教員 7 人

〔博士前期課程〕

- ・ 工学研究科：研究指導教員 91 人（うち教授 42 人）、研究指導補助教員 34 人

〔博士後期課程〕

- ・ 工学研究科：研究指導教員 51 人（うち教授 40 人）、研究指導補助教員 70 人

〔博士課程〕

- ・ 連合農学研究科：研究指導教員 162 人（うち教授 115 人）、研究指導補助教員 80 人

収容定員ベースでの専任教員 1 人当たりの学生数は、人文社会科学研究科 0.5 人、教育学研究科 0.7 人、工学研究科（博士前期課程）2.6 人、工学研究科（博士後期課程）0.5 人、農学研究科 1.4 人、連合農学研究科 0.4 人（平成 25 年 5 月 1 日現在）となっている。また、必修科目等の主要な授業科目には、専任の教授又は准教授を配置している。

教育課程を遂行するために、学外非常勤講師にも授業担当を依頼している。大学院課程での学外非常勤講師の配置状況（平成 25 年 5 月 1 日現在）は、人文社会科学研究科で 5 人、教育学研究科で 2 人、工学研究科（博士前期課程）で 24 人、工学研究科（博士後期課程）で 4 人、農学研究科で 8 人となっている。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員組織の活動を活性化するために、教員の採用は公募制を原則としている。

専任教員（学長・副学長を含む）の年齢構成は、全学で25～34歳が15人（3.7%）、35～44歳が114人（28.2%）、45～54歳が136人（33.7%）、55～64歳が139人（34.4%）で年齢が高いほど多くなっているが、ほぼバランスが取れている。

男女共同参画推進に向けた基本方針を定め、教員採用公募の際、「教育、研究、社会貢献等の業績及び人物評価において、同等と認められる場合は女性を優先採用する」等のポジティブアクションを明記している。女性教員の比率向上のため、第1期中期目標・中期計画における数値目標の設定や、出産・育児等と教育研究の両立を可能とする制度・体制の整備等も行い、平成20年度からは男女共同参画推進室を設置している。これらの取組により、平成21年度の8.6%から平成25年度は11.1%に増加している。また、次世代育成支援対策推進法の認定「くるみん（子育てサポート企業）」を受けている。

教育研究評議会で外国人教員の任用促進に関する特例措置について申合せを行い、第1期中期目標・中期計画における数値目標の設定、雇用期間の特例を設ける等、任用促進を図っている。助教に任期付き外国人のポストを設けている学部もある。平成25年度の外国人教員は11人で、専任教員に占める割合は2.8%となっている。

全学的なサバティカル研修制度を実施し、7年以上継続勤務し、教育研究活動の評価結果が上位である者を対象に、2か月以上6か月以内でのサバティカルを取得できるようにしている。平成19年度から平成25年度の7年間に、13人の教員が海外研修（6か月）、3人の教員が国内研修でサバティカルを取得している。

また、教職員個人又はグループを対象とした教育研究支援経費公募制度を設置し、萌芽的研究支援（平成24年度は35件）、教育等支援（同7件）、海外渡航支援（同10件）を行っている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用、昇任に当たっては、職員採用規則及び教員選考基準を基礎として、各学部・各学部に人事委員会、教員選考委員会等を設置して当該学部等の選考基準に照らして、原則として公募による選考が実施されている。

公募要領には、採用に当たっての応募要件を明記し、公開している。また、選考の経緯や結果については、教員選考委員会等が教授会で構成員に説明し審議の上、採用候補者を決定している。

全学的には、教育研究評議会において教員選考の経緯や結果が報告され、教員選考が適切に行われていることを確認している。

教員選考（採用及び昇任）に当たり、学士課程における教育上の指導能力については、大学における教育履歴、経験年数及び教育に対する抱負等を参考に、面接も実施のうえ審査している。また、大学院課程担当教員の選考や配置に当たっては、大学院設置基準第9条に掲げる資格を有する者とし、教育研究上の指導能力については、主として研究業績の内容及び研究活動の状況を参考に審査している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員評価指針（平成17年度制定）に基づき、専任教員を対象に教員評価を実施している。評価領域は、教育活動、研究活動、社会貢献活動、大学運営活動の4領域である。教員評価は2年ごとに実施され、平成24年度の実施で3回を数えている。

評価は次のようなプロセスで実施されている。

- (1) 各教員は大学で開発した大学情報データベースシステムに教育、研究、社会貢献、大学運営等の諸活動実績を入力し、それと連動した教員評価システムを活用して、評価期間の諸活動について自己評価を行う。
- (2) 各部局の評価委員会等が、教員個々の自己評価に対して部局としての評価（1次評価）を行い、部局長及び学長に報告する。
- (3) 部局の1次評価が適切に行われているかの観点で、全学の人事制度・評価委員会が2次評価を行い、その結果を学長に報告し、部局長を通じて、個別の評価結果を各教員に通知する。
- (4) 評価結果に対して不服のある教員は、学長に申立てをし、学長は人事制度・評価委員会に再調査を付託する。学長は、その調査結果の報告を受けて、部局長を通じて本人に通知する。

最終的な評価結果の概要は、大学ウェブサイトで公表している。また、評価結果はサバティカルの対象者の決定や給与上の処遇に活用している。

教員評価の実施体制や評価項目、基準等については、全学及び各学部の人事制度・評価委員会等が検証を行い、改善を図っている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を展開する上で必要な教務関係、学生支援関係や厚生補導等を担う事務職員（総務企画部、財務部を除く）は、学務部に41人（うち部長1人、学務課20人、学生支援課9人、キャリア支援課3人、入試課8人）、研究交流部に43人（うち部長1人、研究協力課17人、国際課6人、情報メディア課13人、三陸復興推進室6人）、人文社会科学部に6人、教育学部に13人、工学部に8人、農学部には18人（うち連合農学研究科4人）がそれぞれ配置されている。

技術系専門職員は、工学系技術室に44人、農学系技術室に27人、情報技術室に10人が配置されている。また、図書館には司書資格者として常勤6人、非常勤7人が配置されている。

TAは平成24年度実績で、人文社会科学部の実験・実習等で27人、教育学部の実験等で40人、工学部の実験・実習等で303人、農学部の実験・実習等で118人、工学研究科の実習等で10人、農学研究科の科学技術英語で4人、全学共通教育・大学教育総合センターの授業科目、調査等補充業務等で80人、計582人が教育活動の支援・補助に当たり、全体の担当計画時間は24,406時間となっている。人文社会科学研究科では、TAの配置状況の適切性や課題、教育支援上の効果を確認するため、TAに関するアンケートを実施している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員評価指針に基づき専任教員に対する教員評価を、各部局で行う1次評価とその妥当性をチェックする全学委員会による2次評価を組み合わせて実施している。また、評価結果をサバティカルの対象者の決定や給与上の処遇に活用している。

【更なる向上が期待される点】

- 男女共同参画推進の基本方針を定め、男女共同参画推進室を設置して、女性教員の比率向上への取組や出産・育児等と教育研究の両立を可能とする制度・体制の整備等を行っている。また、性別に関わりなく学びやすく働きやすい環境整備へ向けた事業を積極的に行っている。今後、女性教員の更なる比率向上に努めることが期待される。

基準4 学生の受入

4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。

4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

全学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を次のように明確に定めている。

「岩手大学は、地域における知の府としての役割を果たす教育研究の場として、国際的な視野を持ち、幅広い教養と深い専門性を備えて持続可能な共生社会の形成に寄与する人材の育成に取り組んでいます。

そのために、高等学校等における幅広い学びから育成される基礎的な知識と思考力に加えて、次のような能力・資質を備えた入学者を求めています。

- 真理の探究や課題の解決に向けて主体的に取り組む姿勢
- 地域社会や国際社会に貢献する意欲とリーダーシップ
- 自然や人を思いやる心と倫理性
- 豊かな発想とチャレンジ精神、そしてコミュニケーション能力

全学の入学者受入方針を基礎として、学部、学科又は課程においても入学者受入方針を定め、求める学生像（求める能力、適性等）を明示している。

大学院においても、各研究科の入学者受入方針を定めている。

なお、入学者選抜に当たっての基本方針については、入学者選抜試験別の学生募集要項に「入学者選抜方法」として示している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程では入学者受入方針に応じ、多様な入学者選抜試験を採用している。

一般入試（前期日程、後期日程）では、大学入試センター試験を課すことによって高等学校までの学ぶべき基礎学力を判定し、個別学力検査では各学部が求めるそれぞれの専門分野で必要とされる学力や能力を判定している。後期日程では、教科・科目試験以外の小論文や実技試験等も取り入れている。

推薦入試は、大学入試センター試験を課さない推薦入試Ⅰと大学入試センター試験を課す推薦入試Ⅱを実施している。推薦入試に当たっては入学者受入方針を踏まえて志望する分野の勉学への意欲等を持った学生の受入を目的としている。このための選抜方法として、実技検査、面接、小論文を実施し、志願者の資質を見極めて選考している。工学部では、平成24年度推薦入試から、東日本大震災により被害を受け、将来、被災地域の復興に熱意を有する高校生を対象に被災者特別選抜を実施している。

このほか、AO入試（人文社会科学部のみ実施）、社会人入試（教育学部のみ実施）、私費外国人留学生入試（全学部で実施）による入学者受入を行っている。また、編入学入試は、教育学部を除く学部で実施している。

平成 25 年度の入学定員の比率は、一般選抜の前期日程が全定員の 60.3%、後期日程 17.7%、その他推薦入試、AO入試等で 22.0%となっている。

当該大学では「入試過去問題活用宣言」に参加している。また、編入学をはじめ、社会人、留学生及び障害等のある志願者受入のための選抜試験の工夫、受験の支援、周知努力等も行っている。

入学者選抜の実施状況は大学案内、入学者選抜要項、ウェブサイトで公表している。また、オープンキャンパスや多数回にわたる高等学校訪問、あるいは高校教諭招聘事業などを通して適切な情報周知に努めている。

大学院においても、入学者受入方針に応じ、各教育研究の専門領域に関わる学力試験、外国語試験、面接、学士課程における学修状況（卒業論文、卒業研究）等を判断材料とした入学試験を実施している。

入学者選抜の実施内容は、大学案内、入学者選抜要項、選抜方法別の学生募集要項を作成するとともに、オープンキャンパスや多数回にわたる高等学校訪問、出前授業あるいは高校教諭招聘事業等を通して入試情報の周知に努めている。

一般入試のほか、社会人入試（教育学研究科では現職教員入試）、外国人留学生入試等を実施している。

人文社会科学研究科を除く研究科では、10月入学学生募集も実施している。平成 25 年 10 月には、4 研究科で 20 人が入学している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学試験の実施に関連する事項については、学務を担当する理事が委員長を務める入学者選抜全学委員会が全般にわたり所掌している。

各学部には、入学者選抜に係る学部の方針を審議し、入学者選抜を実施するために、学部入学者選抜委員会を置いている。また、大学教育総合センター入試部門会議では、入学者選抜制度について調査研究し、入学者選抜全学委員会等への提言を行うとともに、一般選抜及び特別選抜に係る全学的な諸事項の審議を行っている。

学士課程の各教科試験及び小論文試験の問題は、学長によって任命された作題専門委員が作成する。試験問題は、試験問題点検要領に沿って点検作業を経た後、学長、各学部長、作題等分科会委員長及び字句訂正委員で構成する最終決定会議において確定される。作題専門委員は、解答例の作成、採点作業及び出題の自己評価も行う。

試験の実施組織としては、学長を実施本部長とする試験実施本部を置き、役員及び入試課職員等による実施体制をとっている。

多様な入試を実施するに当たり、教職員は役割を分担した上で連携し、入試業務に関わる事前研修や注意事項の確認等も周到に行っている。試験監督及び警備等の関係者への留意点については、監督要領及び警備実施要項等を作成し、事前に学部ごとの説明会を開催して周知徹底を図っている。

各選抜の合否決定に際しては、採点作業を経て作成する合否判定資料を基に、各学部教授会が合否原案を示した後、入学者選抜全学委員会の審議を経て、最終的には役員会が合格者を決定する。なお、個別学力検査においては解答例も公表し、作題専門委員による自己評価、高等学校関係者による外部評価を実施し、これら評価結果を次年度以降の改善に反映している。また、出題ミスや採点ミス、合格者決定の不備等、不測の事態に備えた体制も整備している。

大学院においても、研究科教授会等の下に研究科入学者選抜委員会等を設置して、入学者選抜の実施に当たっている。入学試験当日の業務については、研究科長を本部長とする研究科入試実施本部を設置して、

試験監督、連絡調整、不測の事態への対応等の業務を統括している。合格者の決定は、各専攻又は各コースの審議を経て、各研究科入学選抜委員会等で可否案を作成し、各研究科教授会で審議の後、役員会で最終決定している。

これらのことから、入学選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てているか。

大学教育総合センター入試部門会議が毎年度作成する入学試験実施結果報告書の中で入学選抜についての分析結果を報告し、各部局での入学選抜の改善の検討に活用されている。

また、各学部教務委員会や入試委員会等で、推薦入試やAO入試の合格者についての入学受入方針に沿った学生の受入状況の検証、選抜方式と入学後の成績等との関連の追跡調査、入学受入方針に基づく学生受入を適切に実現するための入試方法改善の議論等の取組が行われている。

大学院においては、各研究科入学選抜委員会で入学受入方針に適合するかどうかを確認して可否案を作成し、研究科教授会の議を経て、役員会で合格者を決定する。また、単位取得状況の確認や修了判定を各研究科教授会で行う際に、入学受入方針に沿った学生の受入が行われていることを検証している。これらの検証を踏まえ、例えば、人文社会科学研究科は外国語試験に外部試験を利用したり、教育学研究科は募集要項に研究科所属教員の研究分野を明記して研究教育内容を周知したりする等の改善を行っている。

これらのことから、入学受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成 21～25 年度の 5 年間の定員充足率（入学定員に対する実入学者数の比率）の平均は、次のとおりである。（ただし、平成 22 年 4 月に改組された農学研究科（修士課程）、工学研究科（博士前期課程）及び工学研究科（博士後期課程）は平成 22～25 年度の 4 年分。）

[学士課程]

- ・ 人文社会科学部：1.06 倍
- ・ 人文社会科学部（3 年次編入）：0.78 倍
- ・ 教育学部：1.08 倍
- ・ 工学部：1.08 倍
- ・ 工学部（3 年次編入）：0.92 倍
- ・ 農学部：1.05 倍
- ・ 農学部（3 年次編入）：1.00 倍

[修士課程]

- ・ 人文社会科学研究科：1.04 倍
- ・ 教育学研究科：1.03 倍
- ・ 農学研究科：0.90 倍

[博士前期課程]

- ・ 工学研究科：1.21 倍

岩手大学

〔博士後期課程〕

- ・ 工学研究科：0.80 倍

〔博士課程〕

- ・ 連合農学研究科：1.07 倍

学士課程における各学部の定員充足率は適正な水準を維持している。

大学院課程では、前回（平成 18 年度）の認証評価において 3 研究科で定員充足率平均の高い状況が見られたが、その後、入学定員の改正や専攻の再編等が実施され、今回は全ての研究科で定員充足率平均が 0.7 倍以上 1.3 倍未満となっており、改善が図られている。ただし、大学院博士後期課程の一部の専攻では、定員充足率が低い状況が続いており、改善が望まれる。

これらのことから、大学院博士後期課程の一部の専攻で改善が望まれるものの、入学者と実入学者の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 工学部では平成 24 年度入学試験から、推薦入試において被災者特別選抜を実施している。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

大学の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、学則第35条に「教育課程の編成に当たっては、学部及び学科又は課程等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮するものとする」と定められている。これを基に、各学部、学科又は課程、コースごとに、それぞれの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえた教育課程の編成・実施方針を定めている。

例えば、農学部では、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、生命科学・環境科学・動物医科学の分野で幅広い教養と基礎学力を養うために、農学生命課程（生命資源科学コース・生物産業科学コース）、応用生物化学課程、共生環境課程（共生環境学コース・森林科学コース・農村環境デザイン学コース）、動物科学課程、共同獣医学科ごとに、全学共通教育科目、学部専門基礎科目、学部共通科目及び課程・コース・学科専門教育科目で構成される系統的な教育課程を編成している。（以下省略）」と定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学で授与する学位は、人文社会科学部では学士（総合科学）、教育学部学校教員養成課程では学士（教育）、同生涯教育課程では学士（生涯教育）、同芸術文化課程では学士（芸術文化）、工学部では学士（工学）、農学部（共同獣医学科を除く）では学士（農学）、同共同獣医学科では学士（獣医学）である。

教育課程は、学則第 36 条に基づき、全学共通教育科目（共同獣医学科以外）又は共通教育科目（共同獣医学科のみ）、専門教育科目、教職教育科目及び国際交流科目で編成されている。

学士課程では、各学部の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に応じて、各学部で教育課程規則を定め、基礎的な知識の習得から発展的な内容へと段階的に学修できるよう科目を配置している。

全学共通教育科目は、大学教育への橋渡しと大学生生活への導入の役割を担う転換教育科目、大学で学ぶための基礎的な能力を育成する共通基礎科目、幅広く視野を広げる教養科目から編成される。転換教育科目として1年次前期の必修科目「基礎ゼミナール」が開講され、共通基礎科目は外国語科目、健康・スポーツ科目、情報科目から構成され、教養科目は人間と文化、人間と社会、人間と自然、総合科目、環境教育科目、3年次以上の学生のみが履修できる高年次課題科目の科目群から構成される。全学共通教育科目が卒業認定単位に占める割合は人文社会科学部が34%、教育学部が25%、工学部が25%、農学部が26%となっている。

各学部での専門教育は、学科又は課程の特性を踏まえた教育課程を体系的に編成している。学科又は課程ごとに教育課程規則や履修基準が定められ、学科又は課程にコースやサブコースがある場合はコース・サブコースごとに、授業科目の区分と修得すべき単位数、各授業科目の必修・選択の別、卒業要件等を履修の手引きに明示している。工学部では、学科・コースごとに、各開講年次・学期の科目間の関連性をツリー状にしたカリキュラム・マップを提示し、系統的な科目履修の参考としている。また、各学部の教育目標や養成しようとする人材像に照らし、国家試験等受験資格や各種資格授与にも対応した教育課程となっている。

教職教育科目については、各学部で取得できる教育職員免許の種類と教科・領域ごとに課程が編成され、科目区分や修得単位数、履修年次等が提示されている。

国際交流科目については、在籍する外国人留学生のために、レベルに応じた日本語の授業や英語等の外国語による授業が開講されている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学では環境教育を重視し、力を入れている。全学共通教育科目の教養科目の中に環境教育科目の区分を設け、12の授業科目を開講し、約94%の学生が履修している。外部資金を活用した環境教育プログラムとして、文部科学省現代G.P採択事業「持続可能な社会のための教養教育の再構築『学びの銀河』プロジェクト」(平成18~20年度)及び環境省「環境人材育成のための大学教育プログラム開発」採択事業「IS014001と産学官民連携を活用した『π字型』環境人材育成プログラム」(平成21~23年度)を実施し、学生の基礎的環境力や実践的環境力の育成、地域グリーン化支援に努めている。事業期間終了以降の平成24年度からは、岩手大学環境人材育成プログラム開発・実証委員会にて、引き続きプログラムの開発、実施、評価等が行われている。これらの成果が認められ、平成24年度にフジサンケイグループ主催第21回地球環境大賞で文部科学大臣賞を受賞している。環境人材育成プログラムの一定の要件を満たした学生に対する学内資格「環境管理実務士」を設置し、平成23~24年度で9人の学生に授与している。また、環境マネジメント学生委員会と環境マネジメント推進室が協働して省エネ、省資源活動及び環境保全活動に取り組み、3年連続(平成21~23年度)してエコ大学ランキングで上位受賞(1~2位)している。

全学共通教育科目の教養科目には、3年目以降の学生を対象とした科目区分に高年次課題科目があり、

4 学部の学生が協力して地域の課題に取り組むなど、現実の問題解決に対応した授業科目を提供している。

学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うために、教養科目の人間と社会の区分にはキャリア教育科目を配置し、各学部（教育学部を除く）の専門教育においても単位認定を伴うインターンシップを導入し、教育学部ではそれぞれの課程に応じた種々の体験型の実習科目を提供している。

他学部で開講されている科目であっても履修できる制度を設けている。また、いわて高等教育コンソーシアムの単位互換制度があり、県内の他大学で単位を取得できる。コンソーシアムでは「ボランティアとリーダーシップ」、「危機管理と復興」等、時宜になかった科目も開設している。その他、共通教育科目では、北東北国立3大学（弘前大学、秋田大学、岩手大学）で年に2科目ずつ相互に集中講義形式で科目を開講している。これら他学部、他学科、他課程、単位互換科目、協定校への海外留学で修得した単位等については、審査の上、卒業要件の科目として認定される。また、卒業要件の単位とならないが、ボランティアを行った学生に対する単位認定制度も用意されている。このほか、入学前に他の大学又は短期大学において修得した単位を、入学後の履修単位としてみなすことができる制度も整備している。

グローバル人材育成や留学生の受入促進に配慮し、外国語学習のためのコンテンツ開発や授業支援に加え、学生の海外研修、留学等を促進・支援するための各種プログラムを用意している。交換留学制度の実施については、24 大学と学生交流協定の覚書を締結し、学生交流の推進を図っている。交換留学生の受入プログラムとして、平成 23 年度に短期交換留学生向けプログラム（IU-SIP）の整備を行い、平成 19 年度に 12 人だった交換留学生は平成 25 年度には 36 人まで増加している。また、学生の派遣については、短期研修制度の充実を図っており、平成 22 年度の 56 人から平成 24 年度には 94 人まで派遣数が増加している。

平成 25 年度に文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に採択された「地域と創る“いわて協創人材育成+地元定着”プロジェクト」では、地域との協働により、地域課題に関連した教育を全学の教育課程の中に位置付け、自らの専門性を地域の課題解決へ実践することができる人材（いわて協創人材）を育成し、卒業生の地元定着を促す取組を実施することとしている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

授業方法について、学則第 39 条で「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う」と定め、様々な授業形態で授業効果を上げる努力をしている。平成 25 年度全学部の実施授業数のうち、講義が 7 割、演習・実験・実習・実技等が 3 割となっており、授業形態の組合せ・バランスに配慮した授業構成になっている。

全学共通教育では、ゼミ形式の授業、少人数のクラス編成、TAを配置した実習中心の授業、フィールドワーク等による学習指導法を採用している。例えば、転換教育科目の「基礎ゼミナール」ではゼミ形式の授業を行い、外国語科目（英語）ではコミュニケーション中心の科目はできる限り少人数のクラス編成をしている。

各学部の専門教育でも、少人数のセミナー、演習、実験、実習、フィールドワーク、対話・討論型授業及びメディア活用型授業等の学習指導法を採用している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-2② 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、15から16週にわたる期間を単位として行われている。試験期間は特に設けず、試験の実施は担当教員の指示に従うこととされている。

授業科目の単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準として、講義については毎週1時間15週の講義をもって1単位、演習については毎週2時間15週又は毎週1時間15週の授業をもって1単位、実験、実習及び実技については毎週3時間15週又は毎週2時間15週の授業をもって1単位とすることを定めている。

1学期間に履修登録できる単位数の上限を24単位としている。ただし、教育職員免許状を取得する教育学部の学生の一部や成績優秀者及び編入学生については、上限を28単位としている。

単位制度の趣旨とそれに応じた学修の在り方については、学生に配付する履修の手引きに掲載するとともに、入学時にガイダンスを行い、学生に周知を図っている。

シラバスには、授業外学習の指示の欄を設けるとともに、「到達目標」は、学生を主語にした「行動目標」で記述し、「成績評価方法と基準」と併せて、学生が「何を目指して（何ができるように）勉強すればよいのか」について、学生自身が確認できるような形で記述することを推奨している。

また、各学部において、ポートフォリオの活用、オフィスアワーの設定、レポートや課題の添削返却等、学生の自主的学習を促進するための取組を行っている。

学生の授業外学習時間の実態については、全学共通教育の授業アンケートにおける予習復習時間の質問に対し、外国語科目では約半分の学生が1回の授業につき30分～1時間程度の予習復習をしているが、他の教養科目では約8割の学生が予習復習等をしていないと回答している。今後、全学部において、授業外を含む学生の学習時間の実態の把握と学習時間の確保・延長に努めることが望まれる。

これらのことから、授業外学習時間の確保に必ずしも十分な成果を上げていないものの、単位の実質化に向けての配慮がなされていると判断する。

5-2-2③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学務情報と連動したWebベースの学習支援システム（アイアシスタント）を、平成19年度より全学で稼働している。このシステムの機能の1つにシラバスの機能があり、開講されている全ての科目のシラバスが登録できる環境を整え、その記載に沿って授業が実施されている。

シラバスは全学統一様式で作成されており、開講年度・学期、科目名、担当教員名、単位数といった基礎情報が掲載されている。学習内容については、授業の目的、到達目標、授業の概要、授業の形式、各回の授業内容等を提示している。また、授業外学習の指示やオフィスアワー、教科書、参考書、図書館での専用配置図書指定の有無も提示し、学生の自主学習促進を図っている。成績評価に関しても、成績評価方法と基準を明記している。

アイアシスタントは、シラバス機能に連動させて、授業記録、資料の配付、授業に対するレスポンス（iカード）機能や課題提出及びそれに対する指導等の双方向機能、最新の事務連絡機能等を持ち、授業選択をはじめ、各授業の特性に応じて活用されている。

学生には、入学関連書類発送時にシラバスの閲覧方法を解説したチラシを同封し、また、履修の手引きやアイアシスタントのガイドブックを通して、シラバスに関する情報を学生及び教職員に提供している。アイアシスタントに登録されたシラバスは、学外者へも公開されている。

なお、一部の授業科目において、シラバスの登録が行われておらず、改善が望まれる。

全学共通教育における授業アンケート結果（平成23年度前期）によると、授業選択の動機に関して、「シラバスを読んで興味を持ったから」との回答が42%、「科目履修の前にシラバスを読んだか？その内容は分かりましたか？」に対し「わかった」、「だいたいわかった」の回答比率が68%であり、シラバスが授業内容の理解と科目選択に利用されていることがうかがえる。

これらのことから、一部の授業科目を除いて、適切なシラバスが作成され、授業内容の理解や科目選択に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

各学部及び大学教育総合センターでは、在学時の成績、TOEFL等の活用等によって学生の基礎学力不足の状況把握に努めている。

基礎学力が不足していると判断した学生に対しては、クラス担任教員による指導が組織的に行われている。クラス担任には大学教育総合センターが毎年作成している『クラス担任教員ハンドブック』が配付されており、該当学生にはこれに基づいた指導が行われる。

全学共通教育では、外国語科目の英語については、入学予定者全員に入学式の前日にTOEFL-ITPの試験を受験させ、その結果に基づいて習熟度別のクラス編成を行っている。平成25年度より、図書館に学修支援室（ラーニング・サポート・ルーム）を開設し、学生からの学習相談に幅広く対応する学修サポートデスクと、課外での学習を支援するラーニング・サポート・セミナーを実施している。ラーニング・サポート・セミナーでは、数学、物理、化学、英語等の講座を開講し、基礎学力不足の学生やより学びたい学生の支援を行っている。平成25年4月～10月で延べ1,000人を超える学生が利用している。

高等学校での科目の履修・未履修の影響が大きい理系の専門基礎科目について、教育学部、農学部では入門科目を開講している。工学部では、専門基礎科目とは別に工学入門科目を開講し、数学、物理に関しては週2回の授業を行い、できるだけ早く専門基礎科目に対応できるように配慮している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程における全学の学位授与方針を定め、全学共通教育と各学部の専門教育を通じて獲得する学習成果として、幅広い基礎知識、学問的専門性、領域を超えた学際的知識、論理的思考力、コミュニケーション・スキル、情報リテラシー、持続可能な共生社会への志向性、市民としての社会的責任、課題探求力について記述している。

また、各学部、学科又は課程、コースごとに、学位授与方針を定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価の基準については、学則第 40 条において、秀、優、良、可及び不可と規定している。履修の手引きには、秀（100 点～90 点）、優（89 点～80 点）、良（79 点～70 点）、可（69 点～60 点）及び不可（59 点～0 点）と示された表と「成績評価基準について」を掲載し、成績評価の基準を学生に周知を図っている。

工学部では、得意科目だけでなく幅広く履修を促すために、多くの科目を履修するほど、また、それらの成績評価が高いほど評点が高まる「工学部G P」の方式を用いて、平成 25 年度から成績評価を行っている。

また、各教育プログラム（学部、学科又は課程、コース、全学共通教育分科会）単位で設定された成績評価のガイドラインに沿って、各授業科目では所定の基準の下に成績評価を行い、単位を認定している。各授業担当教員は、授業時間の中でも成績評価方法と基準の説明に努めている。平成 23 年度の卒業時アンケートでは、成績評価の仕方について、一部にやや低い学部が見られたものの、「満足」、「やや満足」との回答が 4 学部全体で約 70%であった。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価に関する客観性を担保する組織的な措置として、各教育プログラムの単位（学部、学科又は課程、コース、全学共通教育分科会）で、成績評価のガイドラインを策定している。成績評価のガイドラインでは、成績評価を行う際に、小テスト、小レポート、レスポンスカード、期末レポート、期末テスト、授業中の活動状況等、できるだけ複数の方法を組み合わせることを推奨しており、各授業担当者は、この成績評価のガイドラインに沿って、担当授業科目の到達目標とそれに対応した成績評価方法と基準を定め、シラバスに記載している。

成績評価の結果を確認するために、大学教育総合センターで各学期の科目ごとの成績評価比率資料を作成し、確認できるようにしている。工学部では、教務委員会にて、成績評価比率を基にした授業実施報告書を作成し、工学部授業担当者に配付する等の取組を行い、成績評価の客観性、厳格性の確保に努めている。しかし、科目間の評価に偏りがあり、その是非について全学的に検討が始められており、今後の進展が望まれる。

また、成績評価に関する学生からの問合せや異議申立てには、これに対応する窓口を学務課に設け、対応している。異議申立件数は平成 20～24 年度の 5 年間で 77 件あり、うち修正した件数は 13 件である。異議申立件数は、平成 20 年度は 22 件、平成 24 年度は 6 件と年度ごとに減少する傾向が見られる。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学位授与方針に従って、卒業認定基準を学則第 52 条及び第 53 条に定めており、第 29 条及び第 37 条に修業年限、修得すべき必修単位数、選択単位数等の卒業要件を示している。さらに、学校教育法第 88 条、第 89 条に則し、修業年限の特例措置又は通算措置に関する規則も定めている。これらについては履修の手引き及び大学ウェブサイトで周知を図っている。

各学部の教授会規則では、学生の入学、卒業及び学位の授与に関することを審議事項として定め、これに従い各学部教授会が卒業認定を行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院の教育課程の編成・実施方針については、大学院学則第 14 条の 2 に「教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする」と定められている。これを基礎に、各研究科及び各専攻で教育課程の編成・実施方針を定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学院で授与する学位は、人文社会科学研究科では修士（学術）、教育学研究科では修士（教育学）、工学研究科（博士前期課程）では修士（工学）又は修士（芸術工学）、工学研究科（博士後期課程）では博士（工学）又は博士（芸術工学）、農学研究科では修士（農学）、連合農学研究科では博士（農学）又は博士（学術）である。

大学院課程では、各研究科の教育課程の編成・実施方針及び大学院学則に基づき、それぞれの学問分野の特徴を踏まえ、教育目的を達成するために必要な授業科目の開設及び研究指導の計画を策定し、教育課程を体系的に編成している。

各研究科では、それぞれの教育目標に応じた共通科目を配置している。また、各研究科の専攻・コース別に、授業科目の区分、必修・選択の別、修得すべき単位数を定め、大学院学生便覧に明示している。

特色ある教育プログラムや授業科目を配置する研究科もある。例えば、工学研究科の「プロジェクト演習」は、バックグラウンドの異なるメンバーによるチームで、互いの専門分野を理解し協働しながら問題解決の方法を経験し、コミュニケーション能力向上にも役立てる、PBL型の講義・演習である。また、「金型・鋳造工学専攻特別研究」では、企業における技術的課題をテーマに取り上げ、実際に長期間企業に滞在（6か月）することによって企業の経営者・技術者と一緒に課題の探究と解決に取り組み、得られた成果を基に修士論文をまとめる。

平成 19 年度文部科学省科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」に採択された「21 世紀型ものづくり人材岩手マイスター育成」（平成 19～23 年度）は、金型、鋳造、複合デバイスの技術分野において、地域企業の欲する製品に高付加価値を付与する研究開発から、それを可能にする生産技術、さらに経営（MOT）までを一貫して理解できる高度技術者「岩手マイスター」を育成するプロジェクトで、取組終了後も継続され、平成 24 年度までにマイスター 15 人、マイスター補 87 人、計 102 人を輩出している。金型・鋳造工学専攻の学生は社会人に混じって一部の科目を全員受講し、大学院修士の学位とともに、金

型マイスター補、鋳造マイスター補の称号を授与されている。

また、平成 19 年度文部科学省大学院教育改革推進プログラムに採択された、連合農学研究科の「寒冷圏農学を拓く研究適応力育成プログラム」（平成 19～21 年度）は、寒冷圏農学に関する国際的な研究情報を積極的に活用できる科学英語力と、異分野の研究方法论等を自らの研究に積極的に応用し学問の裾野を広げる科学コミュニケーション能力をあわせた研究適応力を育成する取組である。この取組を通して、研究科共通科目として「科学コミュニケーション」、「研究インターンシップ」、「科学英語」が設定され、また、取組推進過程で平成 21 年度から「国際学会コミュニケーション」、「実践統計学」が新設され、併せて取組終了後も継続実施されている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各研究科で、他の大学院との単位互換、他の大学院等での学修や入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修、授業科目への学術の発展動向（担当教員の研究成果を含む。）の反映、外国語による授業の実施、他研究科の授業科目の履修、インターンシップによる単位認定、秋季入学への配慮等が行われている。

教育課程の編成や授業科目の開設に当たっては、研究科教授会や研究科教務委員会等において学生のニーズや学術発展の動向、社会からの要請等を検証し、教育課程や授業科目の内容に反映させている。そうした授業科目の例としては、「サステイナビリティ論」（人文社会科学研究科）、「教職専門実地研究」、「教科教育実践研究」、「スクール・インターンシップ・プログラム」（教育学研究科）、「ソフトパスエンジニアリング特論」、「デザイン・メディア工学総論」（工学研究科）、「研究企画デザイン演習」、「研究推進演習」（農学研究科）、「国際学会コミュニケーション」（連合農学研究科）等がある。また、「農学特別講義」（連合農学研究科）は、多地点遠隔講義システムを利用して全国 18 大学を結んで実施する科目である。

各研究科で学生からもアンケート等の意見聴取を行い、講義の改善に反映させるようにしている。その例として、連合農学研究科では、「実践統計学」の単一の講義だけでは、学生の要望を満足できないことから、構成大学ごとに統計学相談員を置き、必ず相談員の指導を受けることを条件に講義を履修させるように改善したことがある。

社会人学生等や留学生に配慮した、教育課程の編成も行っている。社会人学生の長期履修制度、教育学研究科における現職教員院生への最低修得単位の特例措置や在籍校で勤務しながら履修できる特例措置、留学生や帰国学生への秋季入学制度や生活支援のためのチューター制度等がある。

国際交流の取組の一環として岩手大学UURRプロジェクトを推進しており、中国大連理工大学との学生交流についての覚書を締結するとともに、金型及び鋳造分野について、中国大連理工大学、韓国ハンバット大学、マレーシア・パハン大学、岩手大学及び岐阜大学の学生参加による「UURRアジアものづくりグローバル人材育成プログラム」を平成 24 年度に岩手で開催し、制作実習を含む相互協働学習や、岩手企業でのインターンシップ体験・盛岡を案内する学生交流等を実施している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

授業方法について、大学院学則第 14 条で「大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う」と定めている。これを踏まえ、各研究科では、それぞれの教育の目的や教育内容に応じ、講義、演習、実習等の授業形態を採用している。平成 25 年度全研究科の実施授業数のうち、講義が 67%、演習・実習等が 33%となっており、授業形態の組合せ・バランスに配慮した授業構成になっている。

また、少人数の演習や実験、実習、フィールドワーク、対話・討論型授業等、授業内容に応じた学習指導法の工夫を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学の学年暦によれば、1 年間の授業を行う期間を 35 週確保し、各授業科目の授業は、15 から 16 週にわたる期間を単位として行われている。

シラバスには、授業外学習の指示を明記するとともに、「到達目標」は、学生を主語にした「行動目標」で記述し、「成績評価方法と基準」と併せて、学生が「何を目指して（何ができるように）勉強すればいいのか」について、学生自身が確認できるような形で記述することを推奨している。工学研究科の平成 24 年度の授業アンケートでは、教室外学習（予習・復習・レポート課題作成）については、62%の学生が教員からの指示があったと回答している。また、1 授業にあてた教室外学習の平均は約 1 時間である。

今後、全研究科において、大学院生の授業外を含む学習時間の実態の把握に努めることが望まれる。

これらのことから、おおむね単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

大学院課程においても、アイアシスタントでシラバスを登録できる環境を整え、その記載に沿って授業を実施している。

連合農学研究科を除く各研究科のシラバスは全学統一様式で作成しており、開講年度・学期、科目名、担当教員名、単位数といった基礎情報が掲載されている。学習内容については、授業の目的、到達目標、授業の概要、授業の形式、各回の授業内容等が提示されている。また、教室外学習の指示やオフィスアワー、教科書、参考書、図書館での専用配置図書指定の有無も提示して、学生の自主学習促進を図っている。成績評価に関しても、成績評価方法と基準を明記している。アイアシスタントに登録されたシラバスは、学外者へも公開されている。

シラバスの記載や活用状況については学生からの意見を聴取し、その結果によれば、授業内容の理解や科目選択に利用している。

なお、一部の授業科目において、シラバスの登録が行われておらず、改善が望まれる。

これらのことから、一部の授業科目を除いて、適切なシラバスが作成され、授業内容の理解や科目選択に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制については、各研究科の規則等で定めている。これに従い、各研究科では、研究指導教員による履修授業科目の助言をはじめ、「特別研究」や「特別演習」等の授業を通じて計画的な指導を行っている。

学位論文指導に当たっては、主・副の複数指導体制が採用されており、同一研究室内の教員や隣接する分野の教員等、チーム指導も行われている。連合農学研究科では、2人の副指導教員を置き、うち1人は他の構成大学の教員としている。

研究会やセミナー等も開催し、多様な分野の教員からの指導や助言も確保している。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院課程における学位授与に関する規程は、大学院学則第 21 条に、「修士課程及び博士前期課程の修了要件は課程に2年以上在学し、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること」、また「博士後期課程又は博士課程の修了要件は、課程に3年以上在学し、授業科目について博士後期課程は11単位以上、博士課程は12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること」と定められている。

これらを踏まえ、各研究科又は研究科の専攻ごとに学位授与方針を定めている。修士課程及び博士前期課程の学位授与方針では、専門分野の基礎的な知識、専門分野の応用的知識、専門性に基づいた問題解決能力、研究成果の発表等、社会への貢献等について修得すべき学習成果を記述している。また、博士課程及び博士後期課程の学位授与方針では、それぞれの研究科・専攻の特性に応じて、修得すべき学習成果を記述している。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価の基準等については、大学院学則第 15 条の3において、学生に対してあらかじめ明示するよう規定している。これを踏まえ、全研究科共通の大学院成績評価基準を以下のように定め、大学院学生便覧で学生に周知を図っている。

「学業成績の判定は、試験、レポート、研究報告、論文及び平常の成績等によって行う」とし、試験は、

筆答、口頭、発表等で行い、平常の成績は小テスト、学習状況等によって判定するとしている。その上で、成績の評価は、秀（100点～90点）、優（89点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）及び不可（59点～0点）で判定するとしている。

研究科の各授業科目担当者は、授業の「到達目標」とそれに対応した「成績評価方法と基準」を設定し、それをシラバスに記載することにより、学生に周知を図っている。成績評価に当たっては、授業の「到達目標」に照らして学生の学修到達状況を検証するための多様な方法を採用して行われ、これを単位認定につなげている。平成23年度の修了時アンケートでは、成績評価の仕方について「満足」、「やや満足」を示す回答が75%となっている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価に関する客観性を担保する組織的な措置として、大学院成績評価基準を策定し、大学院学生便覧に掲載している。

成績評価に関する学生からの問合せや異議申立ての機会も保障し、窓口を学務課に設けて対応している。受け付けた申立ては、各研究科の担当部署や担当教員に伝えられ、適切に対応する体制を整備している。

各授業科目で行われている成績評価が適切であるかどうかの確認は、各研究科教務委員会等で行う体制となっている。工学研究科では、教務委員会にて、成績評価比率を基にした授業実施報告書を作成し、工学研究科授業担当者に配付する等の取組を行っている。成績評価で科目間に偏りのあることについては、一部の研究科で検討が始められ、今後の進展が望まれる。

これらのことから、おおむね成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

大学院課程における課程の修了及び学位授与に関する規程は、大学院学則第21条及び学位規則第4条、第5条、第9条に定めている。大学院学則及び学位規則は、大学院学生便覧に掲載し、学生に周知を図っている。

審査体制については学位規則に規定されている。学位申請を受理した研究科長は、当該研究科教授会に学位論文の審査及び最終試験を付託する。研究科教授会は審査委員を選出し、当該審査及び最終試験又は学力の確認を行う。学位論文は複数の審査員が審査している。審査及び学力の確認を終了したとき、直ちにその結果が文書で研究科教授会に報告される。研究科教授会は、学位授与の可否を議決し、学位を授与するものと議決された場合はその旨を学長に報告し、学長が学位を授与する。

なお、平成25年10月現在において一部の研究科において、学位論文の評価基準が明文化されていなかったが、平成25年12月に明文化し、ウェブサイト及び学生便覧に掲載することとしている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 文部科学省現代GP採択事業「持続可能な社会のための教養教育の再構築『学びの銀河』プロジェクト」(平成18～20年度)及び環境省「環境人材育成のための大学教育プログラム開発」採択事業「ISO14001と産学官民連携を活用した『π字型』環境人材育成プログラム」(平成21～23年度)の実施を通じて、学生の基礎的環境力や実践的環境力の育成、地域グリーン化支援に努めている。事業期間終了後も環境人材育成のためのプログラムの開発、実施、評価等を行い、その成果は、フジサンケイグループ主催第21回地球環境大賞で文部科学大臣賞を受賞するなど、外部からも高く評価されている。
- 「岩手の風土に根ざした“イーハトーブの学び舎”」を強調し、地域との協働により、地域課題に関連した教育を全学の教育課程の中に位置付けている。例えば、いわて協創人材を育成し、卒業生の地元定着を促す取組「地域と創る“いわて協創人材育成+地元定着”プロジェクト」が、平成25年度文部科学省「地(知)の拠点整備事業(大学COC事業)」に採択されている。
- 学務情報と連動した多彩な機能を有する、Webベースでの学習支援システム「アイアシスタント」を独自に構築し、全学的に活用している。
- 平成19年度文部科学省科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」に採択された「21世紀型ものづくり人材岩手マイスター育成」(平成19～23年度)は、金型、鋳造、デバイス技術分野において、地域企業の欲する製品に高付加価値を付与する研究開発から、それを可能にする生産技術、さらに経営(MOT)までを一貫して理解できる高度技術者「岩手マイスター」(又は「岩手マイスター補」)を、社会人及び大学院生を対象に育成するプロジェクトで、取組終了後も継続され成果をあげている。
- 平成19年度文部科学省大学院教育改革推進プログラムに採択された、連合農学研究科の取組「寒冷圏農学を拓く研究適応力育成プログラム」(平成19～21年度)が、取組終了後も継続実施され、科学英語力や科学コミュニケーション能力の育成プログラムの充実に努めている。

基準6 学習成果
6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。
--

学士課程における入学後1年間での学生残留（リテンション）率は、平成20～24年度の5年間で、人文社会科学部99～100%、教育学部98～100%、工学部99～100%、農学部99～100%と高い水準で維持している。平成24年度の休学者と退学者は、それぞれ学士課程全体で63人と56人、大学院課程全体で26人と27人となっている。

標準修業年限内の卒業・修了率は、平成20～24年度の5年間で、人文社会科学部85～89%、教育学部90～95%、工学部81～86%、農学部87～91%、人文社会科学研究科64～93%、教育学研究科80～100%、工学研究科（博士前期課程）92～96%、工学研究科（博士後期課程）46～66%、農学研究科83～98%、連合農学研究科36～60%となっている。また、標準修業年限内×1.5年内の卒業・修了率は、平成20～24年度の5年間で、人文社会科学部92～96%、教育学部98～99%、工学部90～94%、農学部91～95%、人文社会科学研究科88～100%、教育学研究科86～100%、工学研究科（博士前期課程）97～100%、工学研究科（博士後期課程）84～100%、農学研究科96～100%、連合農学研究科77～100%となっており、大半の学生が修業年限×1.5年内で卒業又は修了（学位取得）を果たしている。

平成24年度の教育職員免許取得者は人文社会科学部19人、教育学部224人、工学部14人、農学部12人であり、そのほかに4学部で学芸員40人、社会教育主事26人、環境再生医（初級）12人、日本語教育（副専攻）8人等の資格取得者がいた。また、平成24年度の受験資格取得者は、教育学部で公認スポーツ指導者6人、農学部で家畜人工授精師29人、測量士補42人、獣医師35人であった。人文社会科学研究科人間科学専攻臨床心理学領域では、学生の大学院修了により臨床心理士の受験資格が得られる。このように、学位以外にも各種の資格取得をする学生は多い。

学士課程では、学術活動を始め、ボランティア活動、体育大会等で各種受賞しており、学習活動のみならず、大学生活全般の充実度がうかがえる。大学院課程では、国内外の学会に参加し研究成果を発表している学生もあり、優秀賞、優秀ポスター賞等、学術的受賞・表彰の事例も多い。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

全学体制で卒業時、修了時アンケートを実施している。また、学士課程教育では、全学共通教育科目については大学教育総合センターが、専門教育科目については各学部が、授業アンケートを実施しており、学習の成果や満足度に関する分析を行っている。大学院課程教育についても各研究科が、授業アンケート

や修了時アンケート等を行い、学習の成果や満足度に関する分析を行っている。なお、卒業時、修了時アンケートの実施は、前回認証評価時の自己評価で「今後取り組むべき課題」とした取組である。

学士課程における授業アンケートでは、授業科目や教育の満足度に関する設問を組み入れ、その結果を分析している。平成23年度後期授業アンケートでは、全学共通教育については、「満足できたか」の質問に対する「そう思う」と「すこしそう思う」の合計回答率は、「人間と自然」で65%とやや低いものの、他の6科目区分では77~83%となっている。一方、平成23年度卒業時・修了時アンケートでは、全学共通教育、学部専門教育、大学院課程教育のいずれについても、「満足」等（「満足」と「やや満足」の合計）の肯定的回答比率が「不満」等（「不満」と「やや不満」の合計）の否定的回答比率を上回っている。全学共通教育では、2学部で「満足」等が50%を切り、「不満」等との差が小さくなっている。学部専門教育では、「満足」等が56%とやや低い学部もあるが、他の学部では74~89%となっている。大学院課程教育では、連合農学研究科を除く4研究科で「満足」等が66~90%となっている。以上のようなアンケート結果から、教育の満足度を確認できる。

今後、全学的に学習成果の達成度に関する学生からの意見聴取等を実施し、学習成果の達成度を検証・評価する努力が望まれる。

各学部では、授業評価アンケート等の集計・分析結果を冊子等にまとめ、成果や課題についての学内共有を図っている。このほか、学生からの意見聴取の機会として、学長との懇談会、学部での教職員等との懇談会や留学生との懇談会、「ガンチョンタイム」（学生と教職員がランチを食べながら話し合う場）等を開催しており、学生が自らの学習成果や学習状況に満足している意見も出されている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程及び大学院課程の過去5年の卒業・修了後の就職率（就職者数/就職希望者数）は、平成20~24年度の5年間では、人文社会科学部83~95%、教育学部86~93%、工学部95~99%、農学部92~99%、人文社会科学研究科77~100%、教育学研究科90~100%、工学研究科（博士前期課程）97~100%、工学研究科（博士後期課程）88~100%、農学研究科88~98%、連合農学研究科61~77%となっており、就職状況は良好である。学士課程卒業生の平成24年度就職先割合については、人文社会科学部では公務員35%、金融業・保険業10%、情報通信業10%等、教育学部では教育・学習支援業46%、公務員14%等、工学部では製造業29%、公務員20%、建設業15%、情報通信業11%等、農学部では公務員29%、製造業21%、学術研究・専門・技術サービス業16%等となっている。大学院修士課程及び博士前期課程修了生の平成24年度就職先は、人文社会科学研究科では公務員、教育・学習支援業、医療福祉関係で78%を占め、教育学研究科では教育・学習支援業で72%、工学研究科（博士前期課程）では製造業62%、情報通信業14%、建設業11%等、農学研究科では公務員26%、製造業24%、学術研究・専門・技術サービス業12%等となっている。

一方、平成24年度卒業・修了生のうち大学院への進学者の割合は、人文社会科学部で5%、教育学部で9%、工学部で39%、農学部で21%、工学研究科（博士前期課程）で3%、農学研究科で9%となっている。

したがって、卒業・修了生は学部や研究科それぞれの教育目的や養成しようとする人材像に相応した就職、進学を果たしているといえる。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

学部、研究科ごとに、アンケートの実施や、懇談会の開催等により、卒業（修了）生や、就職先の関係者から授業の成果や教育の効果についての意見を聴取している。

しかし、卒業（修了）生や就職先の関係者等からの組織的な意見聴取をしていない学部や研究科も見られ、また実施している場合も、実施の規模や回答数からみて十分であるとは言えない。今後、より組織的で系統的な意見聴取やアンケートが必要である。

卒業生受入企業を対象に平成24年度に実施したアンケート（回答数101）によると、卒業生の評価については、「責任感・誠実性・粘り強さ等（人間力）」（69%）、「実行力」（52%）、「主体性」（49%）、「基礎学力・教養」（41%）の順に評価を得ている。また、「就職先の人材ニーズに答えているか」との質問に対し、「十分答えている」57%、「どちらかというと答えている」33%で、高い評価を得ている。一方、卒業生の不足している点では、「働きかける力」、「リーダーシップ力」、「発信力」（いずれも30%以下）が上位を占めている。大学院課程では、専門知識の高さも評価されている。

工学部では、平成14年度から平成19年度の卒業生から、無作為抽出によりアンケートを実施し、大学での講義で社会に出てから役に立ったとする回答が52%あった。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 就職先の関係者及び卒業生・修了生からの意見聴取について、組織的で系統的な取組が必要である。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

全学部・研究科が所在する上田地区の校地面積は428,955㎡、校舎等の施設面積は99,378㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。大学や学生にとって機能的なワンキャンパスでありながら、学生一人当たりの校地面積が83.4㎡、校舎面積が19.3㎡となっている。

上田地区には、大学設置基準第36条に規定された専用の施設を備えた校舎等を有し、また教育研究支援施設、各学部附属施設、各種体育施設、課外活動施設、大学会館・食堂、学生寮、国際交流会館、宿泊施設も整備している。

工学部の「ものづくりエンジニアリングファクトリー」には、高度試作加工センター、ものづくり総合実験センターを設置し、ものづくりや実験のための環境を整備するとともに、学部の教育プログラムの中で将来起業家を目指す学生を支援するためにもものづくり起業家支援室を置いている。このほか、農学部には附属動物病院を、加賀野地区及び東安庭地区に教育学部附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校を、滝沢村(平成26年1月1日から滝沢市に移行)及び雫石町に農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センターを整備している。

各局における平成24年度の講義室の授業使用稼働率は、人文社会科学部42%、教育学部44%、工学部48%、農学部56%、学生センター棟54%となっている。通常の講義のほか、集中講義、演習、学生の自習、課外活動等に利用されている。

全学共通教育や専門教育の実技科目で使用する各種体育施設の平成23年度における利用実績は、おおむね3～5日/週であり、課外活動にも350日/年と高頻度に利用されている。

学生寮は、上田地区に2寮、高松地区に2寮を整備している。留学生及び外国人研究者のための宿舎である国際交流会館もキャンパス内に設置している。

各建物は入退館管理システムを導入し、貴重品等がある農学部附属農業教育資料館等については機械警備システムを設置している。さらに、建物の死角となる場所には防犯カメラを設置する等、安全・防犯に配慮している。

施設の耐震化やバリアフリー化も順次進めている。平成25年2月1日現在で、耐震対策の対象建物77棟のうち、未着手は3棟で、未着手面積は8,167㎡となっている。未着手の3棟については、平成27年度を目途に完了するよう予算要求することとしている。バリアフリー化事業は、平成19～24年度に24件実施している。また、学生特別支援室が学生ボランティアチームを組織して、構内バリアフリーマップを作成している。

男女共同参画に関わる環境整備として、学内保育スペース「ばるんひろば」や女性教職員、女子学生に配慮したパウダールームを設置している。

外部機関等への施設及び土地の一時使用許可も実施しており、平成24年度の許可件数は104件で、所有財産を有効に活用している。

施設の整備については、平成24年度に施設整備基本計画書を定め、施設整備の基本理念と基本方針や中長期的な施設整備の方向性を明らかにしている。基本理念では、「岩手の風土に根ざした“イーハトーブの学び舎”として、教育、研究、社会貢献活動を推進するための拠点を形成するとともに、学生や市民に愛されるキャンパスをめざす」としている。また、キャンパスの整備計画には、教職員や学生へのアンケート結果（意見聴取も含む）を反映させている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

大学の情報基盤の整備・管理・開発は、情報メディアセンターに設置される情報処理センターで行われている。

情報ネットワークを備えた教育用端末室は、情報処理センター、人文社会科学部、教育学部、工学部（2か所）、農学部、図書館及び学生センター棟の合計8か所に整備し、平成25年5月1日現在で教育用端末台数は559台となっている。教育用端末室の利用時間はおおむね8時30分から20時となっており、学生のニーズに合わせ柔軟に対応している。教育や研究活動のために提供されている大学所属のパソコンは3,376台（平成25年5月1日現在）であり、講義室、研究室から学内LANに接続できる。また、全学に設置された83台の無線アクセスポイントからも接続可能となっている。

電子メール、ホームページ公開、ネットワークストレージ、VOD（ビデオオンデマンド）、VPN（バーチャルプライベートネットワーク）のネットワークサービスも提供しており、さらに、プログラミング等の教育で使用される教育用サーバ、統計解析の教育で使用されるSAS（統計解析アプリケーション）サーバ、学内のサーバを仮想化して集約するプライベートクラウドコンピューティングシステムを設置している。

これら高速計算サーバ、コンピュータネットワーク、遠隔教育システム、各種ネットワークサーバ、教育用端末等は、学部等の代表が委員となっている仕様策定委員会により、その構成等を決定し導入している。また、情報基盤やネットワークサービスについての質問や意見・要望は情報処理センターへの電子メールや各学部の代表が委員となっている情報処理部門会議、アンケート等で受け付けている。

教育用端末やネットワークシステムは、毎月メンテナンスを実施し、機密性も確保されている。教育用端末障害対応数は、平成20年度の38件から平成24年度の13件へ減少している。

大学ウェブサイトは、広報や各種の情報提供のみならず、各部局等ウェブサイトや教育支援システム（アイアシスタント）、図書館の検索機能へのリンク等、教育支援メディアとしての役割も果たしている。

情報処理センターには、専任教員2人、兼務教員1人のほか、技術職員3人、技術補佐員1人、事務補佐員1人を配置している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館は、平成 16 年に総合情報処理センター及びミュージアムと再編統合して情報メディアセンター図書館部門に改組され、現在に至っている。図書館には、閲覧室、整理室、書庫のほか、マルチメディア情報閲覧室、インターネットコーナー、生涯学習・多目的学習室等も整備しており、学生、教職員のみならず、地域社会に広く開放している。ギャラリーでは、大学の歴史や研究等と関わる企画展も開催している。

レファレンス対応として受付カウンターにおいて図書館スタッフによる参考調査あるいは調査相談を行っている。図書館の資料等は、情報メディアセンター図書館学生用図書選定要項の整備方針に沿って系統的に収集・整備するとともに、学術の動向や学生教職員のニーズに応じている。また、大学の学術成果を公開する岩手大学リポジトリの運用や東日本大震災を契機に自然災害関連資料の収集・整理・公開にも取り組んでいる。

図書館の面積は 9,077 m²、閲覧座席数は 670 席で、開館時間は月～金曜日が 9時から 21 時（ただし、夏季・冬季・春季休業期間は 9時から 17 時）、土・日曜日が 10時から 18 時となっている。平成 24 年度末の蔵書数は 860,230 冊、購読雑誌数は冊子・電子体合わせて 6,550 タイトルであり、そのうち電子ジャーナルは 6,110 タイトルを占める。視聴覚教材等として DVD-ROM、CD-ROM、マイクロフィルムも収集している。平成 24 年度の図書、雑誌、視聴覚教材等の購入金額は、80,504 千円である。

平成 24 年度の開館日数、入館者数、館外貸出冊数はそれぞれ 332 日、209,849 人、38,267 冊であり、うち、学生入館者数は 166,315 人である。

図書館ウェブサイトには開館日程、お知らせや利用案内等を掲載し、電子ジャーナル及び大学所蔵の文献検索、文献複写依頼も可能である。館内には無線 LAN を設置し、ICT 機器の館内貸与等のサービスも行っている。また、グループ学習の場としてラーニング・commons の整備も進めている。

図書館には、司書資格者として常勤 6 人、非常勤 7 人を配置している。

施設・情報資源の利用普及の取組として、1 年次生を対象に図書館説明ツアーを実施するほか、検索講習会、電子ジャーナルやデータベースの講習会も開催している。施設やデータベースについても利用者からの要望・意見等を随時受け付けている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的な学習を促進するために、全学共通教育が行われる学生センター A 棟・B 棟を始め、各学部・研究科の講義棟において自習室、開放教室、情報端末室、学生研究室等の自主学習環境を整備している。

自主学習のための ICT 環境も全学的に整備しており、平成 24 年度の教育用端末ログインユーザ数は 117,921 人、また VOD サーバ・アクセス数は 1,054 回、無線 LAN アクセス数は 50,214 回と急激に増えており、学生の自主的学習等に有効に活用されている。情報端末室には自主学習ソフトも用意している。

図書館でも自主学習のための環境を整備しており、平成 25 年度より自主学習を支援するための学修支援室（ラーニング・サポート・ルーム）を設置し、学生からの学習相談に対応している。

自主学習環境に対する学生のニーズは、学長又は学部長との懇談会、卒業時アンケート、「ガンチョンタイム」等から把握している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生に対して、学部・研究科それぞれで入学時にオリエンテーションを実施し、授業科目や履修等についてのガイダンスを組織的に実施している。

各学部では、クラス担任教員制度を設け、学生の日常生活や履修に関するきめ細かい指導や相談を行っている。また、学部や研究科、専攻分野の特性に応じて、高年次学生を対象とするガイダンスも実施している。

コースやサブコースを置いている学科・課程では、配属の際のガイダンスを実施している。例えば、教育学部学校教員養成課程学校教育コースの1年次生に対して、5～6月にかけて学校教育コース全体ガイダンス、サブコース別説明会においてサブコース所属の意義や今後のスケジュール、それぞれのコースの教育内容等の説明を行ったうえで、希望するサブコース所属の届出を提出するようにしている。また、農学部共生環境課程では、2年次からのコース配属（専門選択）に向けたコースガイダンス及び学生の自主的コース選択研究を実施している。

学士課程入学前には、推薦入試・AO入試合格者を対象に入学前教育を実施し、読書レポートの提出や入学前専用サイト「プレ・アイアシスタント」を使ったe-learning教材の提供を行い、入学後に備えた学習を喚起している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学習支援に関するニーズの把握も含め、学生からの学習相談、助言、支援を行うために、次のような制度や仕組みを全学的に整備している。

- ・ クラス担任教員制度を導入し、学部学科（課程）を単位として、また学科（課程）内にコース（サブコース）がある場合はコース（サブコース）を単位として、入学年次ごとに1～2人の教員がクラス担任となり、修学関係、学生生活全般にわたる相談に対応している。『クラス担任教員ハンドブック』を作成し、学生対応の統一化を図っている。
- ・ 各教員が学生からの様々な相談を行えるように、オフィスアワーを設定してアイアシスタントで公開している。
- ・ 平成25年度から、図書館に学修支援室（ラーニング・サポート・ルーム）を設置し、学生からの学習相談に対応している。
- ・ 学生何でも相談室では、学務部職員と外部非常勤カウンセラーとが交代で、月曜日から金曜日まで15時から17時までの間、専用の部屋で学生の相談を受け付けている。
- ・ ピア・サポート相談室を設け、研修を受けた学生が相談対応者として配置され、学生が気軽に相談しやすい環境を提供している。

授業アンケート、卒業時・修了時アンケート、学長と学生との懇談会や学部長と学生との懇談会の開催、各学部の学生控室への意見箱の設置等を通じて、学生の意見・要望等を聴き、学生のニーズの把握に努めている。

これらの体制によって把握した学生のニーズ等は、その内容にふさわしい委員会や連絡会で報告・審議

され、具体的な対応をとるようにしている。また、学生議会を設置し、学生の代表者である代議員を通じて学生の意見・要望を議論し、その結果を大学側に要求している。平成23年度からは、教職員と協働で解決策を模索し、問題解決を図る取組も行っている。

外国人留学生に対しては、留学生指導教員やチューターを配置し、外国語による情報提供も行っている。障害のある学生に対しては、ノートテイク等の介助者の支援サポート、担当指導員の配置等を行うとともに、平成23年10月より、身体や発達障害等の障害のある学生の修学支援を目的として学生特別支援室を設置した。学生特別支援室から担任教員、授業担当教員、事務職員へ適切な情報を提供することにより、各者連携した学生支援が可能となっている。また、発達障害学生への修学支援に関する学習会も実施している。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動に対する支援施策は、大学教育総合センターの学生支援部門を中心に実施している。

学生のサークル活動や委員会活動等の課外活動への支援として、学内施設や備品の整備・修繕や各種情報の提供等、学生が円滑に活動できるような環境の整備に努めている。

また、毎年、サークル等のリーダーを対象に、サークルリーダーシップセミナーを開催して、サークル活動に必要な知識の習得を図っており、他のサークルとの交流の場としても役立っている。

学生の自主的な委員会活動は、学友会（サークル団体の取りまとめ等）、新入生歓迎実行委員会（入学時のオリエンテーション等）、大学祭実行委員会（大学祭・スポーツ大会の開催）、学生議会（学生の最高議決機関として学生の要望等を大学へ要求）、EMS学生委員会（環境マネジメントへの取組）等があり、学生支援課が中心となり支援を行っている。

「Let'sびぎんプロジェクト」事業は、公共性が高く教育的な学生の課外活動の取組を促進する目的で行われているもので、1件50万円の範囲内で年間10件程度の事業に予算を措置している。平成17年度より毎年継続され、平成20～24年度の5年間では34件のプロジェクトが採択されている。

平成23年度以来、大学周辺の地域住民の代表者と委員会等の代表学生が懇談する「上田地域活動推進会と岩手大学生との交流懇談会」を開催しており、学生が地域住民からの期待を直接聴く良い機会となっている。これを契機としてサークル等では、自主的な地域貢献活動として町内会の夏祭り参加等、地域との交流を行い、学生の成長に大きく寄与している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生生活等に関するニーズの把握や学生への各種相談、助言を行う上でも役立っている学生生活の手引きの冊子を配付し、各種相談窓口、健康・相談、クラス担任教員制度、学生生活での留意事項、授業料・

経済支援等、課外活動、国際交流、就職進路等について、相談・支援体制や注意事項等について周知を図っている。

保健管理センターには、医師1人、保健師3人及び男女各1人の専任の心理カウンセラーが常勤し、学生・職員の健康診断とその事後措置、心と体の健康相談や学生生活に関する様々な悩みに専門的見地から相談を受けている。

大学教育総合センターのキャリア支援部門会議で、恒常的なキャリア支援・就職支援事業について審議するとともに、キャリア支援課を設置し、専任のキャリアカウンセラーやキャリア支援課の職員が、学生のキャリア支援と就職支援を行っている。キャリア支援・就職支援事業としては、新入生のキャリアガイダンス、キャリア教育科目の開講、学内合同企業説明会の開催、ジョブシャドウ（1日職場観察）等を行っている。平成22年度に採択された文部科学省改革支援事業「大学生の就業力育成支援事業」を活用して、キャリアカウンセラーによる相談体制を強化した結果、学生の相談件数が飛躍的に増加し、事業終了後も継続している。

ハラスメント防止委員会は、ハラスメントについての相談に応じるため、部局等相談員18人、専門相談員3人を配置している。ハラスメント防止に関する冊子を配付する等、ハラスメントの注意喚起や自らが加害者となることを予防する啓発活動も行っている。

障害のある学生の支援を目的として、学生特別支援室を設置している。外国人留学生に対しては、国際交流センター及び国際課が中心となり、専任教員によるオフィスアワー、指導教員が選んだ学生によるチューター制度、各種オリエンテーション等を行っている。また、日本語・英語・中国語・韓国語で書かれた留学生ガイドブックを配付し、留学生の学生生活に役立てている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生への経済支援には、大きく分けて授業料等の減免措置と奨学金の貸与等の2つがある。

授業料等の減免措置では、入学料の減免、徴収猶予、授業料の減免を行っている。平成24年度では、入学料部分免除者が37人、入学料徴収猶予が26人、授業料減免の全額免除者が569人、部分免除者が785人となっている。そのほか、大学院博士課程在籍者の経済的負担を軽減するために「博士課程研究遂行協力員制度」を設立し、該当学生には半期ごとに授業料の半額を免除しており、平成24年度では83人が受けている。

奨学金に関しては、日本学生支援機構のほか、各種財団（6団体）の奨学金も取り扱っている。また、大学独自の奨学金として「岩手大学法科大学院進学者地域貢献奨学金制度」や緊急時の資金援助としての「がんちゃん奨学資金制度」による支援を行っている。また、農学部では、平成22年度より「農学部援助資金交付要領」を作成し、農学部学生への経済的支援を実施している。

各種経済支援策については、掲示板のみならず、大学ウェブサイト、アイアシスタント、Twitter、毎月開催するサークルキャプテン会議等で周知徹底を図っている。

学生寮は、上田地区と高松地区にあり、入居率が90%を超えている。平成23年度に上田地区学生寮を個室又は2人部屋とする大型改修を行い、寄宿料も月額14,000円の低料金に設定し、学生の経済的負担を軽減している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

7-2-⑦ (独自の観点を追加) 東日本大震災に関連し、学生に対する支援が適切に行われているか。

東日本大震災の救援・復興に向けた学生のボランティア活動意欲は高く、平成 23 年度だけでも延べ約 1,300 人の学生・教職員が活動に従事している。学生の震災ボランティアに対し大学として、①活動に際しての心構え等の留意事項を教える説明会の実施、②ボランティア保険への加入手続の代行(平成 24 年度からは保険料を大学で負担)、③被災地までのバス等の移動手段の提供、④岩手大学を証するビブス、防塵マスク、長靴、ゴム手袋、軍手等の貸与や提供、⑤ボランティア従事後の心のケア対応、⑥ボランティア従事の単位化等の支援を行っている。

震災による影響で、経済的支援が必要な学生には、検定料の免除(平成 23 年度 156 人、平成 24 年度 142 人)、入学料の減免(平成 23 年度 95 人、平成 24 年度 56 人)、授業料の減免(平成 23 年度 369 人、平成 24 年度 283 人)を行っている。また、被災学生を支援する目的で東日本大震災被災学生支援募金を行い、平成 23 年度は対象学生 290 人に一律 10 万円、平成 24 年度は対象学生 3 人に毎月 3 万円を給付している。全学的支援以外にも、工学部では、卒業予定の被災学生に緊急融資を行っている。

各種財団からも大学に被災学生向け奨学金用として資金の寄附があり、財団法人本庄国際奨学財団岩手大学奨学金、財団法人尚志社岩手大学奨学金等、大学独自の奨学金を創設して被災学生への経済的支援を行っている。

これらのことから、東日本大震災に関連し、学生に対する支援が適切に行われ、被災県にある国立大学としての役割を存分に果たしていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「学修支援室(ラーニング・サポート・ルーム)」の設置をはじめ、「学生何でも相談室」や「ピア・サポート相談室」等、学生の学習支援や生活支援のための手厚い相談体制をとっている。
- 学生による自主的課外活動として、独創的な課題探求を行う「Let's びぎんプロジェクト」を平成 17 年度より継続実施し、1 件 50 万円の範囲内で年間 10 件程度の事業に予算を措置して支援を行っている。
- 身体や発達障害等の障害のある学生のための学生特別支援室を設置し、学生それぞれの障害に応じたきめ細かな支援を行っている。
- 東日本大震災に関連した学生の自主的活動を促進するための支援や被災した学生への経済的な支援等を実施している。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

学長を委員長とした点検評価委員会が評価室と連携して全体を統括し、全学的な自己点検・評価及びその結果を踏まえた改善活動を推進している。点検評価委員会においては、各部局が独自で実施する、教育の取組状況や学生の学習成果に関する自己点検・評価や外部評価の結果も報告される。これにより、教育の成果や課題が全学的に共有され、また、部局だけでは対応が難しい課題があった場合は、点検評価委員会から然るべき全学委員会等へ対応を依頼し、具体的解決を進める体制を整えている。点検評価委員会は、年6回程度開催している。

各部局においても、教育の取組状況や学習成果の達成状況を検証・評価するために、評価委員会等を組織して、それぞれ自己点検・評価及び改善の取組が行われている。例えば、教育学部の教員養成教育について問題点を検証し、改善するための特別委員会を設置し、教職ポートフォリオを作成する等、教員養成教育課程の質向上に努めている。

教育活動のデータについて、学生の履修状況及び授業に関する基礎的データと資料は主として学務課が収集・蓄積に当たっている。教育課程の編成や改善の検討に必要なデータと資料は、各学部教務（学務）委員会及び大学教育総合センターをはじめとする教育研究支援施設が収集と蓄積に努めている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

- 8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生の意見を直接聴く機会として、毎年定期的に、学生と学長との懇談会、学長と留学生との懇談会、「ガンチョンタイム」、学生議会からの要望聴取等を行っている。

全学共通教育については、2年に1度、学生に対する授業アンケートを実施し、結果を各授業担当者に返却している。また、授業アンケート結果の良い授業科目を優秀授業とし、その担当者を表彰している。全学体制で卒業時・修了時アンケートも実施し、その集計結果を各学部を提供している。

専門教育については、授業アンケートをはじめ、各学部それぞれの取組を継続的に進めており、聴取結果を基に教員の意見を反映させて、教育の質の改善・向上を図っている。工学部では、授業アンケートの結果を集計・分析し、学生向けのメッセージを作成して、学生に提示している。しかし、他の学部・研究科では、授業アンケートの結果は学生に公表されておらず、改善が望まれる。

大学院課程では研究指導や学位論文に関わる指導方法について、学生や履修生から意見聴取を行っている研究科もある。

教職員の意見聴取については、学科・課程等の会議において、教育の質の改善・向上について日常的に検討されており、そこでの教員の意見は学部・研究科教授会及び教務関係委員会に集約されている。教務関係職員は教員の教育活動を適切に支援する仕組みになっており、教務関係委員会等でしばしば有効な助言を行うことがある。また、技術職員も卒業研究や学生実験の支援を通して教員と直接意見交換することが少なくないので、その意見は教育設備の運用改善等に活かされている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外関係者の意見聴取の方法として、各部局それぞれで外部評価委員会等を設置して意見聴取を実施しているほか、高等学校の進路指導教諭との懇談会、インターンシップ派遣先企業や同窓会、保護者からも意見を聴く機会を設けている。

全学共通教育については、全授業科目を保護者と一般市民に公開する授業公開を実施し、学外関係者の意見を聴く機会としている。

また、岩手ネットワークシステム（INS）、教育学部関係の岩手県教育研究ネットワーク（IEN）、農学部関連の岩手農林研究協議会（AFR）を通じて当該大学の教育研究について意見を聴く機会を設けている。工学部と農学部の一部では、日本技術者教育認定機構（JABEE）の審査等を通して評価、改善を実施している。

経営協議会も、大学の教育に対する重要な意見聴取の機会となっている。岩手県高等学校長協会との懇談会も毎年実施しており、教育関係者の意見を聴取する機会を設けている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）について、大学教育総合センターの教育改善部門で、平成19年度に「FDプラン」、平成24年度には「FDガイドライン」を策定し、それに基づき全学のFDを推進している。全学のFDとしては、合宿形式の研修会、学習会、ワークショップ、授業公開等を実施している。合宿形式の研修会は平成20～24年度に年1回開催され、参加者は18～34人で、参加者アンケートでは9割以上が肯定的回答をしている。

このほか、東北大学等が提供している研修会に参加できる制度や、いわて高等教育コンソーシアムのFD・SD推進連携委員会主催の研修会等にも参加できる制度がある。加えて、男女共同参画推進室による学習会等が開催されている。各学部でもそれぞれの特性に応じたFDを実施している。

また、日常的FD活動として、各教員はアイアシスタントを利用し、シラバスの作成、授業記録の蓄積、それに基づく自己検証を行い、その結果を授業改善に活かすことができる。さらに、様々なタイプの授業の映像と担当者のインタビューの映像を編集した映像コンテンツを作成し、教員が自由に閲覧できる環境を整えている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付い

ていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

学生と接する機会の多い職員として必要な資質を身に付けるために、平成 22 年度より学務部職員研修プログラムを実施している。平成 24 年度では 7 回開催され、延べ 68 人が参加している。

実験・実習で技術的支援を行う技術系専門職員のための各種研修も実施している。平成 24 年度では、技術部、情報技術室、工学系技術室、農学系技術室を対象に 10 回の研修会が開催され、延べ 246 人が参加している。

TAについては、全学共通教育に関わる場合は大学教育総合センターが研修を実施し、また専門教育に関わる場合は各学部において適宜必要な指導を行っている。

教育支援者や教育補助者に対する各研修等は、終了後のアンケート等によってその企画の妥当性や満足度について検証している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 24 年度末現在、設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 60,394,367 千円、流動資産 4,601,431 千円であり、資産合計 64,995,799 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 8,022,840 千円、流動負債 3,798,414 千円であり、負債合計 11,821,254 千円である。これらの負債のうち、長期借入金 717,807 千円の用途は学生寮整備事業等の資金であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり寄宿料収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 381,137 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

大学の経常的収入は、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 20 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

大学の収支計画は、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法や学内規則等に則り、財務委員会、経営協議会の議を経て策定され、役員会で決定している。

また、これらの収支計画等は、大学ウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 24 年度末現在、大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 12,651,429 千円、経常収益 12,752,115 千円、経常利益 100,686 千円、当期総利益は 168,940 千円であり、貸借対照表における利益剰余金 1,341,060 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

大学の予算配分に当たっては、中期目標・中期計画等に基づく計画的・戦略的な特色ある大学を目指すため、全学的な視点で予算を配分することを基本方針として、役員会で予算編成方針を毎年度作成している。

なお、教員一人当たりの研究経費として統一単価で積算し、各部局等へ一括配分しているほか、教育経費として全学共通教育担当経費や実験・実習に関わる経費も勘案して配分している。

また、特に必要不可欠な施設・設備の整備については、大学戦略経費において重点的に予算を確保している。その他の施設・設備についても、施設整備基本計画書を策定し、これに従って整備を進めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、財務委員会、経営協議会及び役員会で審議され学長決裁を経た後、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき監査計画を策定し、定期監査と、臨時監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、監査室設置要項及び監査室内部監査実施要項に基づき、学内に他の事務組織から独立した内部監査組織である監査室を設けて実施している。

また、監事、会計監査人、監査室が連携して監査を行う体制が整備されており、適正に実施されている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

大学を代表し、全学の業務を総理する学長のほか、役員として、副学長を兼ねる理事 3 人（総務・地域連携・国際連携担当、教育・学生担当、研究・環境担当）と事務局長を兼ねる理事 1 人（財務・労務担当）を置いている。また、理事でない副学長 2 人（男女共同参画・附属学校担当、評価・情報統括管理担当）を置いている。

管理運営組織として、大学の意思決定と執行に責任を持つ役員会、教育研究に関する重要事項を審議す

る教育研究評議会、経営に関する重要事項を審議する経営協議会を設置している。また、大学の意思決定と執行を円滑に行うために学長・副学長会議を、教育研究評議会の議題整理や学部間の関係に係る重要事項の連絡調整に当たる部局長会議を置いている。この体制を効果的に機能させるため、担当理事を委員長とする各種委員会を置いている。

各学部及び研究科においては教授会を置き、該当学部又は研究科の教育や学生指導を中心とした事項の審議決定を行っている。

管理運営に関わる事務組織とその所掌は、事務組織規則に基づいて、事務局に4部14課2室及び各学部・各学部に事務部を置き、事務業務の遂行並びに委員会活動の支援に必要な人員を配置している。大学院の事務は、該当する各学部及び学務課の事務組織が兼務している。

平成19年度以降は、新たなニーズに対応する事務組織の整備・構築を図るため、各理事等の下に部署の新設置や再編統合を行っている。平成19年度には評価室、平成24年度には男女共同参画推進室を新たに設置している。なお、大学の管理運営に関わる各種委員会等には事務職員も委員として参画している。

災害・事件等、危機管理等の体制も整備し、マニュアルも整備され、教職員に周知を図っている。また、地域社会と共同した防災訓練も実施している。東日本大震災を契機に、危機管理体制は一層強化充実しており、各教室教壇や学生の多く集まるところでは、地震時等の対応や避難に関する「緊急時心得」が常備されている。

生命倫理に関する取組、施設設備の安全管理、研究費の適切な執行等、これらを推進する体制も整備され、各種マニュアルも作成して教職員に周知を図っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生に対しては、学内に意見箱を設置しているほか、学生議会との懇談会や学生と学長・理事との懇談会の定期的な開催、「ガンチョンタイム」の開催等を通して、広く意見・要望等を聴取している。

教職員の意見やニーズは、教育研究評議会、部局長会議、事務連絡協議会を通じて把握し、課題に対応する委員会で審議している。

また、男女共同参画推進に向けたアンケートを教職員、学生を対象として実施し、そこで得られた意見を具体的施策に反映している。男女共同参画については、平成21年度の学長宣言に基づき男女共同参画推進室を設置し、男女共同参画行動計画を策定して、性別に関わりなく学びやすく働きやすい環境整備へ向けた事業を積極的に行っている。

経営協議会をはじめ岩手県高等学校長協会教育懇談会や地域住民との懇談会等を通じ、学外関係者から管理運営についてのニーズを把握するほか、各部局における外部評価も意見やニーズを把握する機会となっている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

国立大学法人法第11条に基づいて2人の監事を置き、当該法人の業務を監査している。

監事監査は監査計画に基づき、定期監査及び必要に応じて臨時監査を実施している。監査に当たっては、

中期計画に基づく年度計画の達成状況等の把握を含めて書面監査を実施し、必要に応じ実地監査も行っている。

監事による監査結果は教育研究評議会で報告され、学内ウェブサイトでも公開している。監査結果における改善意見は、役員会、学長・副学長会議や各委員会等で検討され、大学の運営に反映されている。

なお、監事は、役員会、学長・副学長会議、経営協議会、教育研究評議会、部局長会議等の会議に出席し、必要に応じて意見を述べる等、大学の管理運営に関わっている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員の資質の向上に向けて、「事務職員の人材育成に関する指針」に基づき、学内で各種研修を実施している。平成24年度には、新採用職員研修、若手職員研修、中堅職員研修、自己啓発研修、パソコン研修等の研修会が開催され、延べ194人が参加している。

また、国立大学協会、同東北地区支部、人事院東北事務局が主催する学外で実施する各種研修会やその出席者を通じて学内で行う研修会等がある。このほか、学務部で実施する職員研修プログラムや、いわて高等教育コンソーシアムと連携して各大学で行われる研修に構成大学教職員が相互に参加できる制度もある。男女共同参画推進室でも学習会を開催している。

大学で実施するFD研修会は、大学構成員としての資質向上のための機会とも位置付けられ、職員の参加も多い。学内の教育研究支援経費の申請資格には職員も含めており、その採択を得て主体的に資質向上への取組を行う職員グループもある。例えば、平成24年度の教育等支援経費では、職員（技術専門職員も含む）が代表者となった取組が多く採択されている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

学則で自己評価の基本方針を定め、自己点検・評価の実施及び中期目標・中期計画の取組を行うために評価室を置いている。国立大学法人評価や大学機関別認証評価等、全学的な評価のための体制は、学長を委員長とする点検評価委員会が重要な役割を担っている。委員会は、理事、副学長、学部長、連合農学研究科長、評議員のうち各学部から選出された教員、事務局の部長等で構成され、評価室と連携して、中期目標・中期計画・年度計画の立案及びその進捗状況の評価、並びに自己点検・評価結果を踏まえた全学的対応に関する審議・検討を行っている。評価室は、評価担当副学長を室長とし、専任教員及び各部局等からの兼務教員、事務局の4部長によって構成され、各部局からの基礎資料やデータの提供を受けながら、全学的な自己点検・評価活動に関わる業務を行っている。

平成23年2月から中期計画・年度計画進捗状況共有システム（プロナビ）の運用を開始している。このシステムでは、中期目標・中期計画及び年度計画の遂行と達成状況の評価に向けた活動記録を各該当部署が大学ウェブサイト上で入力し、根拠となる資料やデータ等も蓄積しながら、継続的な自己点検・評価を展開する仕組みとなっている。このシステムを使って、毎年度自己点検・評価を実施し、次年度以降の年度計画に反映するようにしている。また、大学機関別認証評価に向けて、平成23年に大学独自のチェックリストを作成し、これを活用した全学的な自己点検・評価及び改善を図っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

国立大学法人法に規定された中期目標・中期計画の進捗達成状況及び各年度の年度計画の実施状況について自己点検・評価を行い、それを基にした報告書を国立大学法人評価委員会に提出し、毎年の年度評価及び6年ごとの中期目標期間評価を受けている。また、学校教育法に規定された大学機関別認証評価は、大学評価・学位授与機構を認証評価機関として平成18年に第1回目の報告書を提出して「基準を満たしている」との判定を受け、平成25年に第2回目の報告書を提出している。

各部局においては、それぞれの教育目標や特性に応じた外部者による評価を受けている。工学部（工学研究科）や農学部（農学研究科）では、JABEEを受審する学科・課程もある。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

国立大学法人として立案した中期目標・中期計画について、年度ごとに該当部署は年度計画に照らした進捗状況の自己点検・評価を行っている。その結果を全学点検評価委員会が評価室と連携して検証し、全学的な改善課題や各部署での改善課題を指摘し、フィードバックを受けた各担当部署等で改善のための取組が進められる。大学機関別認証評価に関わる各部局等の自己点検・評価でも、同様の取組が行われる。

大学評価・学位授与機構や国立大学法人評価委員会による評価結果で改善指摘がされた項目については、点検評価委員会が統括して該当部署にフィードバックし、改善に向けた対応が進められる。例えば、前回（平成18年度）の認証評価において、大学院の一部の課程で入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低いと指摘された事項については、その後研究科の定員増や専攻の再編成、専攻科や別科の廃止等の改善措置が行われた。また、平成24年度の国立大学法人評価（年度評価）で、全学教育研究支援施設の再編、全学委員会の統合、事務系・技術系職員の人事評価について改善指摘を受け、担当部署で対応策を検討し、実施している。

外部評価を実施している部局においても、その評価結果をフィードバックして改善につなげている。

これら第三者評価等において、優れた点、注目すべき点として評価された事項については、大学のストロングポイントとして更なる機能充実や学内外への周知に努めている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「中期計画・年度計画進捗状況共有システム（プロナビ）」を運用し、根拠となるデータ等を入力・蓄積しながら継続的な自己点検・評価を展開している。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の理念と教育・研究・社会貢献の目標は、大学ウェブサイトに掲載するとともに、『OUTLINE of Iwate University (岩手大学概要)』にも掲載し、他の国立大学法人、近隣の諸大学や高等専門学校等へ配布するとともに、各種委員会の学外委員や、様々な大学来訪者にも配布している。履修の手引きにも大学の理念・教育目標を掲載している。

大学の目的を明示した学則は、大学ウェブサイトや履修の手引きに掲載している。また、大学ウェブサイトや履修の手引きには、学科又は課程、コースごとに教育目的と修得能力を掲載している。履修の手引きを入学時オリエンテーションで配付し、大学の理念、教育目標等について学生に周知を図っている。履修の手引きは、毎年、教職員にも配付し、周知を図っている。新任教職員研修では、大学の中期目標・中期計画に合わせ、大学の理念と教育・研究・社会貢献の目標の周知を図っている。

大学院の目的を明示した大学院学則を、大学ウェブサイトや大学院学生便覧に掲載している。また、各研究科の目的を明示した研究科規則を大学院学生便覧に掲載するとともに、各研究科の目的や理念、教育目標等を大学ウェブサイトで公表している。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

大学の入学者受入方針は、大学ウェブサイト、大学案内、入学者選抜要項、推薦入試学生募集要項等に公表している。学部、学科又は課程の入学者受入の方針も学部ウェブサイトや各種募集要項等に掲載している。オープンキャンパス時の高等学校教員との進路懇談会、教員の高等学校訪問、高校教諭招聘事業等の機会にも入学者受入方針の周知を図っている。

大学院においても、各研究科の入学者受入方針を、大学ウェブサイトや募集要項等で公表している。

教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針についても、学士課程、大学院課程ともに大学ウェブサイトで公表し、学内外への周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された事項を含み、大学の教育活動、研究活動、地域連携・国際連携、各学部・研究科や各施設等の情報等、大学における教育研究活動の状況を大学ウェブサイトで広

岩手大学

く公開している。大学ウェブサイト以外でも、『OUTLINE of Iwate University (岩手大学概要)』、大学広報誌、毎年度の『国立大学法人岩手大学の主な活動 (年度計画の主な取組についての冊子)』等により、大学の活動状況や様々な取組を、社会に発信している。さらに、第三者評価や法人評価の結果を含む大学評価情報及び財務諸表等の情報も大学ウェブサイトで公表している。海外への情報発信への配慮として、『OUTLINE of Iwate University』は日本語と英語の表記を併用し、大学ウェブサイトも内容によっては英語表記としている。

地域社会に開かれた大学であることを学外に周知するために「岩手の“大地”と“ひと”と共に」のキャッチ・コピーを考案し、学外に配布する印刷物等に提示している。さらに、国立大学法人化した平成16年4月以来、大学の目指す方向性を表すスローガンを正門脇に掲示(1.8m×4.5mの看板)している。

大学の目標や活動状況を地域社会に発信するために、学外向け広報誌「Hi!こちら岩手大学」の発行や、テレビ・メディア(IBC岩手放送)による大学情報発信番組「ガンダイニング」を放送している。同放送は大学ウェブサイトでも動画配信している。

「東日本大震災に関するお知らせ」の見出しを大学ウェブサイトのトップに掲載し、学生・教職員や学外へ向けて情報発信するとともに、復興に向けた大学の取組を紹介した『岩手大学震災復興推進レター〜「岩手の復興と再生に」オール岩大パワーを』を毎月発行し、大学ウェブサイトにも掲載している。また、大学が重点的に取り組む「環境配慮への取り組み」と「男女共同参画推進」について、大学ウェブサイトの「岩手大学の取り組み」の中の項目として取り上げ、関連の活動や報告書等を紹介している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- キャッチ・コピーを活用した広報や大学紹介テレビ番組「ガンダイニング」を通して、大学の活動を地域社会へ浸透させる努力を継続している。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 国立大学法人岩手大学

(2) 所在地 岩手県盛岡市

(3) 学部等の構成

学部：人文社会科学部、教育学部、工学部、農学部

研究科：人文社会科学研究科（修士課程）、教育学研究科（修士課程）、工学研究科（博士前期・後期課程）、農学研究科（修士課程）、連合農学研究科（博士課程）

関連施設：地域防災研究センター、平泉文化研究センター、三陸水産研究センター、大学教育総合センター、情報メディアセンター、地域連携推進センター、国際交流センター、保健管理センター、RI 総合実験室、教員養成機構、三陸復興推進機構

(4) 学生数及び教員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）

学生数：学部 4,958 人、大学院 761 人

教員数：403 人

2 特徴

岩手大学は、人口約 30 万人の県庁所在地である盛岡市のほぼ中心に位置し、自然環境に恵まれた約 43 万㎡の盛岡市上田キャンパスに全学部・研究科を集中配置している。盛岡市内及び近郊には、附属学校（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校）、附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター（農場・牧場、演習林）の諸施設も有している。また、東京都千代田区に岩手大学東京オフィスを設置している。

本学は、盛岡高等農林学校（昭和 19 年以降盛岡農林専門学校）、盛岡高等工業学校（昭和 19 年以降盛岡工業専門学校）、岩手師範学校及び岩手青年師範学校を母体に新制大学として発足し、現在は人文社会科学部、教育学部、工学部、農学部の 4 学部と、人文社会科学研究科（修士課程）、教育学研究科（修士課程）、工学研究科（博士前期・後期課程）、農学研究科（修士課程）、連合農学研究科（博士課程）の 5 研究科を有する総合大学に発展している。

本学では、幅広く深い教養と高い専門性を備え、国際的視野を持った人材の育成を目的とし、前身校も含め、開学以来、地域社会の中核となる人材を輩出してきた。研究活動では、寒冷地等の地域特性を踏まえた研究の推進

に特色があり、各分野で成果を上げている。本学の学風及び輩出する人材は「粘り強く誠実」といわれ、地域社会から信頼評価されている。地域との関係を重視する本学の姿勢は「岩手の“大地”と“ひと”と共に」のキャッチフレーズに象徴させ、第 2 期中期目標でも「地域における知の府の役割を果たす岩手の風土に根ざした“イーハトーブの学び舎”」として、持続的な共生社会の形成に寄与することを本学の使命としている。地域貢献活動は、全国大学の地域貢献度ランキング（日本経済新聞社）において、毎年上位の総合順位を得ている。

平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災にあつては、震災後「三陸復興推進本部」を立ち上げ「岩手の復興と再生に、オール岩大パワーを」というスローガンの下、被災県の国立大学として教職員、学生が一丸となって、復興活動に取り組んだ。被災県・市町村における各種復興委員会等にも多くの教員が参画した。

本学の使命とする持続可能な共生社会の実現に向けて推進した「持続可能な社会の形成に貢献する人材育成」の取組は、フジサンケイグループが主催する第 21 回地球環境大賞において、国公立大学で初めてとなる「文部科学大臣賞」の受賞に結実した。

他大学との教育・研究・地域貢献の連携も進んでいる。県内 5 大学を中心とする「いわて高等教育コンソーシアム」では、地域復興の中核的人材育成事業や地域貢献事業を展開し、また北東北国立 3 大学連携推進プロジェクトでは各大学の特性を活かした共同研究を推進している。平成 24 年 4 月には東京農工大との共同獣医学科を設置し、新たな可能性を実現しつつある。

岩手県花である桐の花をモチーフとした学章は、昭和 27 年に本学教員のデザインにより制定され、昭和 28 年に本学学生作詞・教員作曲による学生歌は現在も歌い継がれている。法人化に際しては、本学学生発案の「がんちゃん」をイメージキャラクターとして採用し、地域社会からも広く認知されている。

本学は市街地にありながら豊かな自然環境を誇り、国の重要文化財指定の「旧盛岡高等農林学校本館」など歴史的遺構も多い。これらを含め構内を「キャンパスまるごとミュージアム」として市民に開放している。ワンキャンパスという環境も相まって、学生、教職員、卒業生の一体感や大学に対する愛着も強い。岩手大学は大学構成員からも地域からも愛されている国立大学である。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

国立大学法人岩手大学は、学則において以下の目的を定めている。

国立大学法人岩手大学は、真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、幅広く深い教養と高い専門性を備えた人材を育成することを目指すとともに、社会に開かれた大学として、その教育研究の成果をもとに地域社会と国際社会の文化の向上と発展に貢献することを目的とする。

2. 教育目標

国立大学法人岩手大学は、教育活動を実施する上で、以下の教育目標を掲げている。

岩手大学は、教養教育と専門教育の調和を基本として、次のような資質を兼ね備えた人材の育成を目指す。

- (1) 幅広く深い教養と総合的な判断力を合わせ持つ豊かな人間性
- (2) 基礎的な学問的素養に裏打ちされた専門的能力
- (3) 環境問題をはじめとする複合的な人類学的諸課題に対する基礎的な理解力
- (4) 地域に対する理解とグローバル化に見合う国際理解力
- (5) 柔軟な課題探求能力と高い倫理性

3. 学部・研究科の目的

上記の大学の目的と教育目標の下、各学部・研究科ではそれぞれの目的を規定し、併せてそこに養成しようとする人材像を示している。

○学部

人文社会科学部（岩手大学人文社会科学部教育課程規則）

自然科学との密接な関連のもとに人文社会科学の諸分野の専門性を身に付けさせることにより、幅広く深い教養と豊かな人間性を育み総合的な知見、思考力、判断力と広い国際的視野を兼ね備えた、持続可能な社会の実現に向けて活躍できる人材の養成を目的とする。

教育学部（岩手大学教育学部教育課程規則）

・幅広い教養と豊かな人間性の基礎の上に、学校教育・生涯教育・芸術の各分野における総合的知識と実践的能力及び豊かな表現力を修得することにより、学校や地域に対して国際的な視野を持って主体的に貢献できる教員や指導的人材の養成を目的とする。

・教員養成の専門学部として、教育に関する理論的・実践的な力量、教育内容とその背景をなす諸学問の理解及び豊かな人間性・社会性を備え、地域の要請に応えつつ、教員としての意欲と高い使命感をもって教育に取り組むことができる教員の養成を目的とする。

工学部（岩手大学工学部教育課程規則）

科学技術分野における基礎学力と工学的課題に積極的に挑戦できる専門的能力を有し、地域社会と国際社会の発展に貢献できる人材の養成を目指すとともに、人間社会と自然環境の共生を図りながら工学分野の基礎研究から実用化研究までの広範な研究を推進し、人類の持続的な発展に貢献することを目的とする。

農学部（岩手大学農学部教育課程規則）

幅広く深い教養と豊かな人間性を基礎として、農学の重要分野である農学生命、応用生物化学、共生環境、動物科学、獣医学の専門分野における、基礎的・応用的な知識と技能を修得することにより、地域および国際社会の農業・生命・環境の諸問題の解決に貢献できる人材の養成を目的とする。

○研究科

人文社会科学研究科（修士課程）（岩手大学大学院人文社会科学研究科規則）

人間・文化・社会についての深い理解と自然をも含めた広い視野からの考察力を備え、現代社会の諸問題に的確に対応できる能力を修得させることにより、高度で知的な素養をもって地域社会又は国際社会において知識基盤社会を多様に支える人材、及び高度専門職業人として活躍する人材を養成することを目的とする。

教育学研究科（修士課程）（岩手大学大学院教育学研究科規則）

学校教育を取り巻く社会状況の変化や多様化・複雑化する教育課題に対応することができる高度な専門的知識と実践力を備え、併せて地域社会・文化の向上に寄与することができる専門的資質・能力を備えた人材の養成を目的とする。

工学研究科（博士前期・後期課程）（岩手大学大学院工学研究科規則）

持続可能な社会発展のための工学体系をソフトパスエンジニアリングと名付け、その構築と実践及び知識基盤社会の発展をめざし、高度な専門知識、高い倫理性、課題発見・解決能力などを修得させ、最先端科学技術の発展や産業の活性化に貢献する国際性豊かで創造性・適応性のある研究者や高度専門職業人を養成することを目的とする。

農学研究科（修士課程）（岩手大学大学院農学研究科規則）

農学の重点分野である生命科学と環境科学分野において、専門的な知識と高い倫理性、課題発見・解決能力などを修得することによって、最先端の科学・技術の発展に寄与できる研究者と、地域社会や国際社会に貢献できる高度専門職業人の養成を目的とする。

連合農学研究科（博士課程）（岩手大学大学院連合農学研究科規則）

構成大学と連携大学院、他連合農学研究科、海外の大学との協力による層の厚い教育体制により、寒冷圏農学分野における高度な専門知識を修得させ、国際水準を目指す先端的な研究を展開できる研究者、農学分野に高い関心と豊かな知識を持った大学教員や、柔軟な課題探究能力を備えた高度専門職業人を養成することを目的とする。